

# 南三陸町地域防災計画

---

資 料 編

平成26年3月

南三陸町防災会議



## 資料編

1	南三陸町防災会議条例	1
2	南三陸町災害対策本部条例	3
3	南三陸町災害対策本部運営規程	4
4	指定避難所・避難場所一覧	12
5	急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面・人工斜面)	13
6	土石流危険渓流	14
7	山腹崩壊危険地区	15
8	崩壊土砂流失危険地区	15
9	県の指定漁港一覧	16
10	南三陸町漁港施設位置図	17
11	南三陸町農地海岸位置図	18
12	南三陸町主要河川位置図	19
13	平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針	20
14	登米市・南三陸町消防相互応援協定	31
15	南三陸町と庄内町との災害時における相互応援に関する協定	33
16	気仙沼・本吉地域広域圏災害時相互応援協定	34
17	岩手・宮城県際市町村災害時相互応援協定	37
18	災害時における宮城県市町村相互応援協定	41
19	宮城県広域消防相互応援協定	45
20	日本水道協会東北支部災害時相互応援に関する協定	48
21	災害時における水道施設復旧応援に関する協定	52
22	災害時における水道施設応急復旧活動等に関する協定	57
23	災害時における相互応援協定書 長崎県南島原市	61
24	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	64
25	南三陸町・公益社団法人CivicForce・特定非営利活動法人AllRoundHelicopter災害支援等に関する協定書	70
26	南三陸町・特定非営利活動法人市民航空災害支援センター災害支援に関する協定書	72
27	ごみ処理施設の整備状況	74
28	粗大ごみ処理施設の整備状況	74
29	し尿処理施設の整備状況	74
30	一般廃棄物収集運搬等委託及び許可業者	75
31	消防力の現状	76
32	町内建設業者一覧	77
33	町内水道業者一覧	78
34	漁業集落防災機能強化事業基本計画(案)図	79
35	防災対策を重点的に実施すべき地域の考え方のイメージ図	105
36	女川原子力発電所周辺地域図	106
37	女川原子力発電所から半径30キロメートル圏内図	107
38	南三陸町の区域におけるUPZ圏内人口・世帯数	108
39	南三陸町の区域におけるUPZ圏内行政区位置図	109

---

4 0	女川原子力発電所配置図	110
4 1	女川原子力発電所プラント系統図	111
4 2	女川原子力発電所津波による設備浸水・電源確保・冷却機能維持に係る設備図	112
4 3	南三陸町防災行政無線（同報系）通信体系図	113
4 4	南三陸町防災行政無線（移動系）通信体系図	114

# 1 南三陸町防災会議条例

平成17年10月1日

条例第15号

改正 平成18年3月22日条例第28号

平成24年12月17日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南三陸町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南三陸町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて南三陸町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は25人以内とする。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 南三陸町教育委員会教育長
  - (6) 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長
  - (7) 南三陸町消防団団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 南三陸町災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第16号

改正 平成24年12月17日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南三陸町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に、災害対策本部員のうちから本部長が指名する部長を置く。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 南三陸町災害対策本部運営規程

平成17年12月27日

訓令第78号

改正 平成19年3月16日訓令第11号

平成20年3月28日訓令第12号

平成23年4月30日訓令第106号

平成23年12月28日訓令第117号

平成25年6月12日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、南三陸町災害対策本部条例(平成17年南三陸町条例第16号。以下「条例」という。)に基づく南三陸町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が、防災の推進を図るため必要があると認めたときに、南三陸町役場に設置する。

2 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めたときに廃止する。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、災害対策基本法第23条の2第2項の規定により、町長とする。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、各課等の長、消防団長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部の所掌事項)

第4条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本部の非常配備体制及び解除の決定に関する事。

(2) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関する事。

(3) 避難の勧告又は指示に関する事。

(4) 避難所の開設及び閉鎖に関する事。

(5) 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事。

(6) 他市町村間との相互応援及び公共団体等に対する応援要請に関する事。



(7) 現地災害対策本部に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(本部会議)

第5条 本部に、本部会議を置き、前条に規定する所掌事項を協議決定し、その実施の推進を図る。

2 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(組織及び分掌事務)

第6条 条例第3条第1項の規定により、本部に、別表第1に定める部を置く。

2 部を効率的に運営するため、部に、別表第2に定める班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

3 部に、条例第3条第3項に定める部長のほか、副部長及び班長を置き、副部長は別表第2に掲げる職にある者をもって充て、班長は部長の指名した職員をもって充てる。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部事務局)

第7条 本部に、本部事務局を置く。

2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(本部連絡員)

第8条 部に、本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整及び所属部に係る災害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

(情報連絡員)

第9条 班に、情報連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

2 情報連絡員は、上司の命を受け、所属班に係る災害又は災害対策活動に関する情報等の連絡事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第10条 町長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定により、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認める場合は、条例第4条に規定する現地災害対策本部を設置する。

(現地災害対策本部の組織等)

第11条 前条及び条例に規定するもののほか、現地災害対策本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長が定める。

(非常配備体制)

第12条 本部長は、本部を設置した場合、組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。

2 部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを所属職員に周知徹底させなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

3 部長は、その所掌事務を実施するために職員に不足を生じる場合は、本部長に対し、その補充を要請することができる。

(非常配備の特例)

第13条 本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

2 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるときは、部長は、本部長の承諾を受け、班長に対し、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

(緊急参集等)

第14条 配備職員は、休日、勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属班に参集し、又は所属班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

2 本部設置前における警戒配備については、別に定めるものとする。

(関係機関との連絡及び要請)

第15条 本部長は、災害の状況に応じ、次に掲げる関係機関に対し、連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(1) 国及び県の機関

(2) 農林水産団体

(3) 商工会

(4) 前3号に掲げるもののほか、公共的機関又は団体

(被害状況報告の取扱い)

第16条 災害に関する被害状況報告は、県の様式(市町村被害状況報告要領)を準用するも

のとする。

2 各部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について本部事務局長に報告するものとする。

3 本部事務局長は、各部長からの被害状況報告を取りまとめ、本部長に報告するとともに各部長に連絡するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の活動に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

(南三陸町災害対策本部運営要綱の廃止)

2 南三陸町災害対策本部運営要綱(平成17年南三陸町訓令第18号)は、廃止する。

附 則(平成19年訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第12号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第106号)

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第117号)

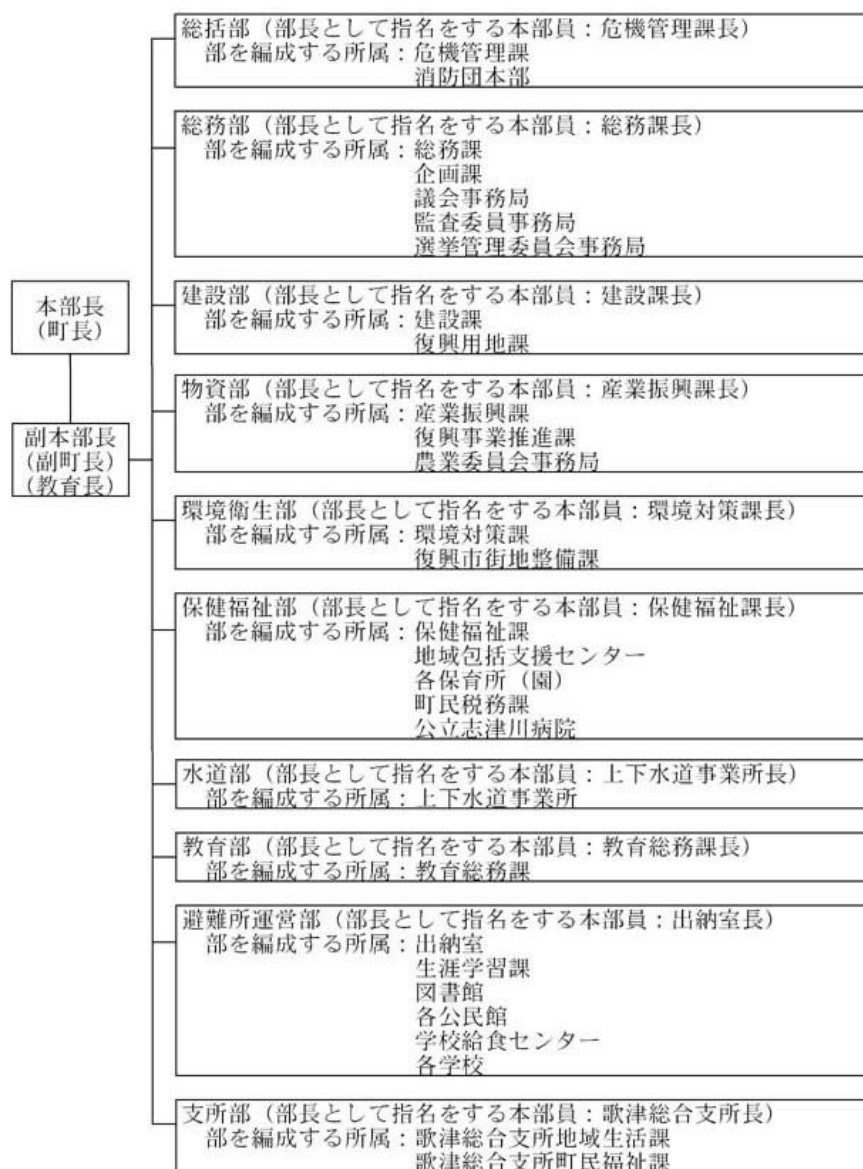
この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第7号)

この訓令は、平成25年6月12日から施行する。

別表第1(第6条関係)

災害対策本部の組織



※ 上記は、災害の発生が予想され、又は発生した場合における初動期の組織編制であり、本部長は、災害の状況等に応じ、改編するものとする。

別表第2（第6条関係）

## 災害対策本部の班及び分掌事務

部	部長・副部長	班	分掌事務
総括部	部長：危機管理課長 副部長：消防団長	総括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策業務の総合調整に関すること。</li> <li>2 防災行政無線その他の防災関連システムの運用に関すること。</li> <li>3 消防団活動に関すること。</li> <li>4 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。</li> <li>5 避難の勧告及び指示に関すること。</li> </ol>
総務部	部長：総務課長 副部長：企画課長	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部運営（設営、資料の作成等を含む。）の調整に関すること。</li> <li>2 行政資料及びデータの保全に関すること。</li> <li>3 公共施設その他町有財産の被害調査、災害応急活動等に関すること。</li> <li>4 町公用車両及び緊急通行車両に関すること。</li> </ol>
		人事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の安否の確認に関すること。</li> <li>2 職員の参集状況の確認に関すること。</li> <li>3 職員の配備及びサービスに関すること。</li> <li>4 職員の給食に関すること。</li> </ol>
		連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種通信手段の確保に関すること。</li> <li>2 災害対策本部付連絡員に関すること。</li> <li>3 関係機関との連絡に関すること。</li> </ol>
		情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況及び応急対策活動状況の情報収集及び取りまとめに関すること。</li> <li>2 気象情報その他災害情報の受理及び伝達に関すること。</li> </ol>
		情報発信班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線放送その他の広報の実施に関すること。</li> <li>2 報道機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		記録班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議の議事録の調製に関すること。</li> <li>2 記録写真の撮影その他の災害記録に関すること。</li> </ol>
		住民対応班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民等からの問合せへの対応に関すること。</li> <li>2 電話交換に関すること。</li> </ol>
建設部	部長：建設課長 副部長：復興用地課長	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路その他公共土木施設等の被害調査、災害応急活動等に関すること。</li> <li>2 河川対策に関すること。</li> <li>3 水防及び砂防対策に関すること。</li> <li>4 急傾斜地対策に関すること。</li> </ol>
		住宅班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅その他の住宅対策に関すること。</li> <li>2 建築物応急危険度判定に関すること。</li> </ol>
		漁港班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港・海岸施設等の被害調査、災害応急活動等に関すること。</li> <li>2 建設部において所管すべき油類調整に関すること。</li> </ol>

部	部長・副部長	班	分掌事務
物資部	部長：産業振興課長 副部長：復興事業推進課長	物資調達班	1 防災資機材及び救援物資の確保並びに集積場所の総合調整に関する事 2 食料及び飲料水の調達に関する事 3 燃料の調達及び配分調整に関する事 4 輸送力の確保に関する事
		物資管理班	1 救援物資（食料及び飲料水を含む。）の管理及び配分調整に関する事 2 配送に関する事
		観光客対策班	1 宿泊滞在施設その他の観光施設との連絡調整に関する事 2 観光客及び外国人対策に関する事
環境衛生部	部長：環境対策課長 副部長：復興市街地整備課長	環境衛生班	1 防疫対策に関する事 2 死亡者の収容、検視及び埋火葬の調整に関する事 3 廃棄物の処理に関する事 4 し尿処理対策に関する事
保健福祉部	部長：保健福祉課長 副部長：町民税務課長  病院事務部事務長（医療担当）	保健福祉班	1 災害時要援護者の援護に関する事 2 被災者の健康管理及び健康保持対策に関する事 3 日本赤十字社その他の保健福祉部において所管すべき関係団体との連絡調整（ボランティアの受入を含む。）に関する事 4 義援金の受入及び配分に関する事 5 各種援護制度の相談受付に関する事
		被災調査班	1 被災調査に関する事 2 り災・被災証明の発行に関する事
		保育班	1 児童の安否確認に関する事 2 児童の避難に関する事 3 児童の応急保育に関する事
		医療班	1 外来・入院患者の救護に関する事 2 被災者の医療・救護対策の総合調整に関する事 3 医薬品等の確保に関する事 4 応急患者の収容及び輸送並びに医療救護所に関する事 5 避難所等における医療・看護支援に関する事 6 他の医療機関との連絡調整及び連携に関する事

部	部長・副部長	班	分掌事務
水道部	部長：上下水道事業 所長 副部長：水道部長が 定める者	水道班	1 上水道施設の応急復旧に関すること。 2 飲料水の確保及び供給の総合調整に関する こと。 3 水道事業における各種対策に関すること。 4 下水道施設の応急復旧に関すること。
教育部	部長：教育総務課長 副部長：教育部長が 定める者	教育班	1 児童・生徒及び教職員の安否確認に関すること。 2 児童・生徒及び教職員の被害状況の確認及びそ の対策に関すること。 3 学校教育対策に関すること。 4 学校施設、社会体育施設その他の教育財産の管 理（学校施設又は社会体育施設に遺体安置所が設 置された場合における必要な措置を含む。）に関 すること。
避難所運 営部	部長：出納室長 副部長：生涯学習課 長	避難所運 営班	1 避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）の開 設及び運営に関すること。 2 避難者の把握に関すること。 3 避難所担当職員の配置に関すること。 4 二次避難に関すること。
支所部	部長：歌津総合支所 長 副部長：支所部長が 定める者	支所班	1 歌津総合支所が所管すべき災害対策業務の調整 に関すること。 2 各部及び歌津地区に所在する防災関係機関との 連携に関すること。

#### 4 指定避難所・避難場所一覧

南三陸町指定避難所・避難場所一覧

地区	避難所	行政区	施設名称	所在地	連絡先	管理者	特設 公衆	無線	衛星 電話	へり 着	備考
戸倉		荒町上	荒町ふれあいセンター	戸倉字町2 7番地2							
戸倉		津の宮	津の宮生活センター	戸倉字津の宮5 1番地							
戸倉		滝浜	滝浜生活センター	戸倉字滝浜4 4番地2							
戸倉		寺浜	寺浜生活センター	戸倉字寺浜9 3番地							
戸倉	○	寺浜	神割観光プラザ	戸倉字寺浜8 1番地2 3	46-9221	町(指定管理)	1				
志津川		林	林生活センター	志津川字林8 7番地1							
志津川		保呂毛	保呂毛生活センター	志津川字上保呂毛3 3番地1							
志津川		中瀬町	中瀬町高台	志津川字廻館地内							
志津川	○	廻館	宮城県志津川高等学校	志津川字廻館9 2番地2	46-3643	県教育委員会			可		
志津川		旭ヶ丘	旭ヶ丘コミュニティセンター	志津川字廻館1 5番地7 3							
志津川	○	五の一	志津川小学校体育館	志津川字城場4 1番地	46-3645	町教育委員会	3	1			無線は校舎内業務無線
志津川	○	五の一	志津川中学校体育館	志津川字助作1番地1	46-3666	町教育委員会	3	1			無線は校舎内業務無線
志津川	○	沼田	沼田ふれあいセンター	志津川字沼田1 0番地6 3							
志津川	○	沼田	スポーツ交流村(ベイクアップ)	志津川字沼田5 6番地	47-1131	町(指定管理)	3				
志津川		袖浜	袖浜生活センター	志津川字袖浜1 4 4番地							
志津川		平西	平磯生活センター	志津川字袖浜2 2 9番地1							
志津川	○	荒西	旧荒砥小学校体育館	志津川字浦の沢1 9 0番地1		町(指定管理)					
志津川		大上坊	大上坊契約生活センター	志津川字大上坊5 6番地							
入谷		一区	大船部落公民館	入谷字大船沢4 7番地1							
入谷		二区	桜沢生活センター	入谷字桜沢3 7 9番地3							
入谷	○	三区	入谷小学校	入谷字童子下1 9 3番地2	46-2655	町教育委員会	2	1			無線は校舎内業務無線
入谷	○	三区	入谷公民館	入谷字水口沢1 2番地1	46-5103	町教育委員会	2	1	1		無線は町移動系無線
入谷		四区	岩沢文化センター	入谷字岩沢1 6 0番地9							
入谷		六区	水口沢生活センター	入谷字水口沢1 5 4番地1							
入谷		七区	童子下センター四季の里	入谷字新童子下4 2番地							
入谷		八区	林蔭生活センター	入谷字山の神平1 9番地3							
入谷		九区	山の神平生活改善センター	入谷字山の神平1 5 3番地3							
入谷		十区	清流会館	入谷字天神7番地1							
歌津		弘川	弘川集会所	歌津字弘川9 5番地1 1		弘川契約会					
歌津		上沢	上沢集会所	歌津字上沢5 8番地		上沢契約会					
歌津		樋の口	樋の口集会所	歌津字樋の口3 6番地1		樋の口契約会					
歌津	○	石鼻	石鼻活性化センター(活性化セカ-いずみ)	歌津字吉野沢6 5番地3		町(指定管理)	2				
歌津	○	伊里前上	歌津中学校体育館	歌津字伊里前1 2 3番地	36-2019	町教育委員会	3	1	可		無線は校舎内業務無線
歌津	○	伊里前下	平成の森アリーナ	歌津字橋沢2 8番地1	36-3115	町(指定管理)	3	1	1	可	無線及び衛星電話は支所
歌津		泊浜	泊浜生活センター	歌津字番所7 6番地3							
歌津		中山	馬場中山生活センター	歌津字馬場8 5番地2							
歌津	○	名足	名足保育園	歌津字小長柴6 7番地4	36-2320	町(保健福祉課)	1				
歌津		石浜	石浜コミュニティセンター	歌津字石浜9 9番地2							
歌津		港	港親義会館	歌津字中野9 1番地1 0							



5 急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面・人工斜面）  
（自然斜面）

番号	箇所名	大字	小字	延長 (m)	傾斜度	高さ (m)	人家戸数
1	岩沢	入谷	岩沢	420	45	30	15
2	山根城場	志津川	上の山	550	75	14	62
3	大森	志津川	大森	240	60	20	20
4	天王山	志津川	天王山	280	50	20	17
5	細浦	志津川	細浦	370	45	15	14
6	折立	戸倉	折立	540	45	35	22
7	藤松	戸倉	藤松	140	50	15	4
8	水戸辺	戸倉	水戸辺	290	45	13	14
9	弁天の1	志津川	黒崎	100	55	20	1
10	弁天の2	志津川	黒崎	50	50	20	2
11	大森の2	志津川	大森	120	50	9	6
12	天王前	志津川	天王前	60	34	15	5
13	五日町	志津川	五日町	85	46	20	5
14	信倉	志津川	信倉	80	45	20	2
15	水戸辺の2	戸倉	水戸辺	60	37	15	2
16	町向	歌津	町向	140	50	20	9
17	伊里前	歌津	伊里前	273	55	15	35
18	伊里前の2	歌津	伊里前	185	41	15	5
19	伊里前の3	歌津	伊里前	140	40	10	15

（人工斜面）

番号	箇所名	大字	小字	延長 (m)	傾斜度	高さ (m)	人家戸数
1	五日町	志津川	五日町	270	35	15	19
2	八幡	志津川	八幡	195	38	20	1
3	廻館の2	志津川町	廻館	120	46	20	1

## 6 土石流危険溪流

番号	水系名	河川名	溪流名	大字	小字	溪流長 m	流域 面積 k m <sup>2</sup>	人家 戸数
1	2級水系	桜川	清水沢	志津川	松井田	374	0.12	1
2	〃	新井田川	経の森沢	〃	新井田	382	0.08	13
3	〃	〃	経の森沢その2	〃	〃	67	0.01	22
4	〃	八幡川	廻館沢	志津川	廻館	80	0.04	12
5	〃	〃	天神沢2	入谷	桜葉沢	46	0.05	5
6	〃	〃	天神沢3	〃	〃	75	0.05	10
7	〃	〃	天神沢4	〃	天神	138	0.04	4
8	〃	〃	熊田南沢	志津川	熊田	98	0.08	3
9	〃	〃	童子下沢	入谷	童子下	109	0.18	6
10	〃	水尻川	上保呂毛沢	志津川	上保呂毛	487	0.09	8
11	〃	折立川	荒沢	戸倉	町	1091	0.44	11
12	〃	〃	貝貫沢	〃	街道方	1327	0.41	6
13	〃	〃	新井田沢	志津川	新井田	317	0.06	9
14	〃	〃	坂下沢	〃	天王山	618	0.16	16
15	〃	〃	街道方沢	戸倉	街道方	154	0.02	9
16	〃	〃	大畑沢	〃	大畑	519	0.10	7
17	〃	〃	大畑沢2	〃	〃	171	0.04	6
18	〃	水戸辺川	上沢前沢	〃	上沢前	765	0.17	5
19	〃	伊里前川	払川沢	歌津	払川	910	0.69	5
20	〃	〃	樋の口沢	〃	樋の口	170	0.05	1
21	その他	-	大森沢2	志津川	大森	142	0.03	16
22	〃	-	大久保沢	〃	大久保	802	0.19	10
23	〃	-	津の宮沢	戸倉	津の宮	1499	0.72	7
24	〃	-	大久保北の沢	〃	〃	351	0.14	5
25	〃	-	藤浜沢	〃	藤浜	643	0.20	8
26	〃	-	黒崎沢3	志津川	黒崎	413	0.08	2
27	〃	-	藤浜沢4	戸倉	藤浜	174	0.21	4
28	〃	-	藤浜沢2	〃	〃	146	0.03	5
29	〃	-	藤浜沢3	〃	〃	230	0.04	8
30	〃	-	大森沢3	志津川	大森	228	0.04	6
31	〃	-	田の浦沢	歌津	田の浦	80	0.02	2
32	〃	-	寄木沢2	〃	寄木	80	0.02	5

## 7 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	大字	小字
1	大上坊	志津川	大上坊
2	町裏(1)	〃	蛇王
3	西田	〃	西田
4	森山	〃	森山
5	町裏(2)	〃	松井田
6	平磯	〃	平磯
7	神社前	〃	袖浜
8	林際	入谷	林際
9	入谷(1)	〃	岩沢
10	入谷(2)	〃	〃
11	天王山	志津川	天王山
12	上の山	〃	上の山
13	大久保	〃	大久保
14	下保呂毛(1)	〃	下保呂毛
15	下保呂毛(2)	〃	〃
16	下保呂毛(3)	〃	〃
17	下保呂毛(4)	〃	〃
18	小学校裏(1)	入谷	大船沢
19	大船沢	〃	〃
20	入大船沢(1)	〃	入大船沢
21	入大船沢(2)	〃	〃
22	入大船沢(3)	〃	〃
23	街道方	戸倉	街道方
24	瀬保の口	〃	瀬保の口
25	駅前	〃	転石
26	町裏(3)	〃	折立)
27	近東	〃	近東
28	小学校裏(2)	〃	藤浜
29	細浦	志津川	森山
30	大森	〃	大森
31	林	〃	林
32	津の宮	戸倉	合羽沢
33	長清水	〃	長清水
34	大森・袖浜	志津川	大森・袖浜
35	払川(1)	歌津	払川
36	払川(2)	〃	〃
37	樋の口	〃	樋の口
38	田の浦(1)	〃	田の浦
39	田の浦(2)	〃	〃
40	南の沢	〃	南の沢
41	田の頭	〃	田の頭
42	管の浜	〃	管の浜
43	館浜	〃	館浜
44	伊里前	〃	伊里前
45	役場裏	〃	〃
46	寄木(1)	〃	寄木
47	寄木(2)	〃	〃
48	尾崎	〃	尾崎
49	葦の浜	〃	森畑
50	石浜	〃	石浜

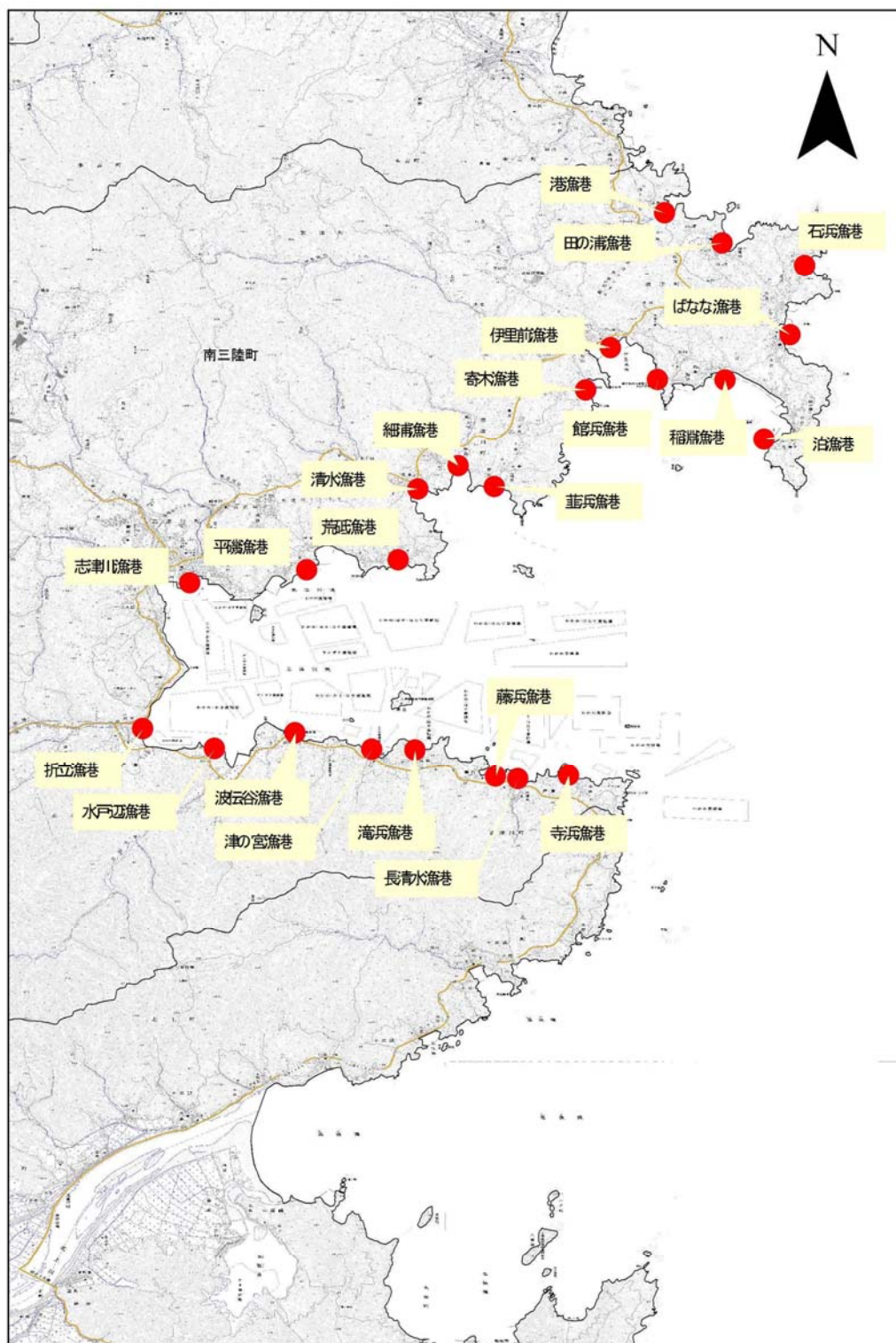
## 8 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	大字	小字
1	立沢	志津川	立沢
2	大森	〃	大森
3	黒森沢	入谷	黒森沢
4	入大船沢(1)	〃	入大船沢
5	万太郎沢	〃	〃
6	入大船沢(2)	〃	〃
7	上保呂毛(1)	志津川	上保呂毛
8	上保呂毛(2)	〃	〃
9	上保呂毛(3)	〃	〃
10	梨の末沢	戸倉	街道方
11	横山峠	〃	〃
12	在郷(1)	〃	上沢前
13	上船木沢	〃	波伝谷
14	津の宮	〃	津の宮
15	長清水	〃	長清水
16	沢内沢	入谷	入大船沢
17	入大船沢(3)	〃	〃
18	在郷(2)	戸倉	上沢前
19	樋の口	歌津	樋の口
20	黒木沢	〃	〃
21	ノデ貝沢	〃	〃
22	小屋の沢	〃	払川
23	セキ沢	〃	〃
24	牛転沢	〃	〃
25	地切沢	〃	〃
26	坂の貝沢	〃	〃

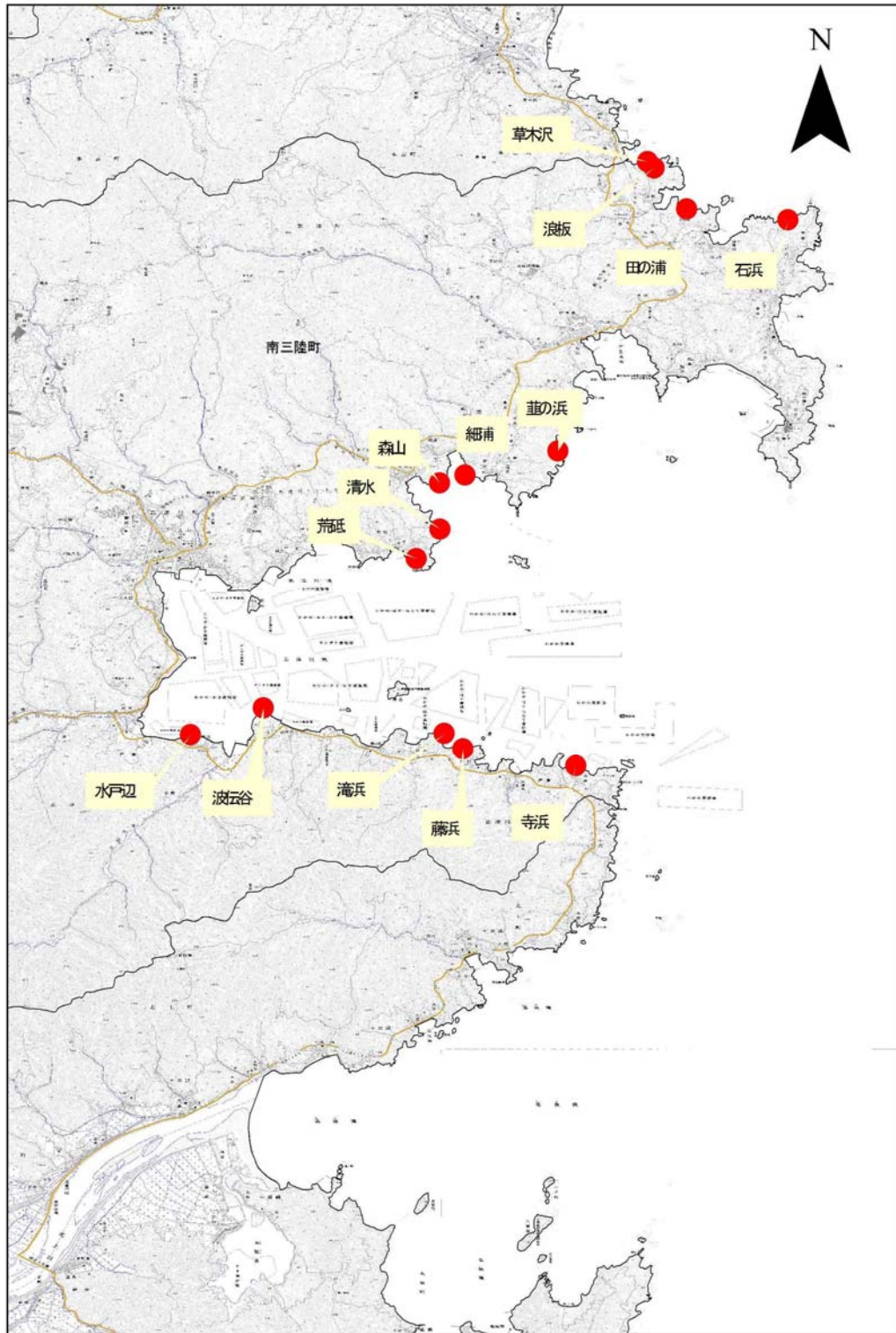
## 9 県の指定漁港一覧

漁港名	種別	漁港管理者	漁業協同組合	海岸保全区域	港則法適用	指 定年月日	区域変更年月日
港	1	南三陸町	歌津町	○		S26. 12. 13	
田浦	1	南三陸町	歌津町	○		S26. 12. 13	
石浜(歌津)	1	南三陸町	歌津町			S27. 11. 24	
ばなな	1	南三陸町	歌津町	○		S26. 12. 13	H15. 1. 20
稲渕	1	南三陸町	歌津町			S27. 11. 24	
館浜	1	南三陸町	歌津町			S27. 11. 24	
寄木	1	南三陸町	歌津町	○		S27. 11. 24	
葦浜	1	南三陸町	歌津町 志津川町	○		S26. 12. 13	
細浦	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	
清水	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	H34. 9. 9
荒砥	1	南三陸町	志津川町	○		S26. 12. 13	
平磯	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 6. 23	
折立	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	H2. 7. 2
水戸辺	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	S34. 9. 9
津ノ宮	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	
滝浜(戸倉)	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	S34. 9. 9
藤浜	1	南三陸町	志津川町			S26. 12. 13	
長清水	1	南三陸町	志津川町			S27. 11. 24	S34. 9. 9
寺浜	1	南三陸町	志津川町	○		S27. 11. 24	
泊(歌津)	2	宮崎県	歌津町	○		S26. 7. 10	
伊里前	2	宮崎県	歌津町	○		S26. 12. 13	
志津川	2	宮崎県	志津川町	○	○	S27. 6. 23	
波伝谷	2	宮崎県	志津川町	○		S27. 11. 24	

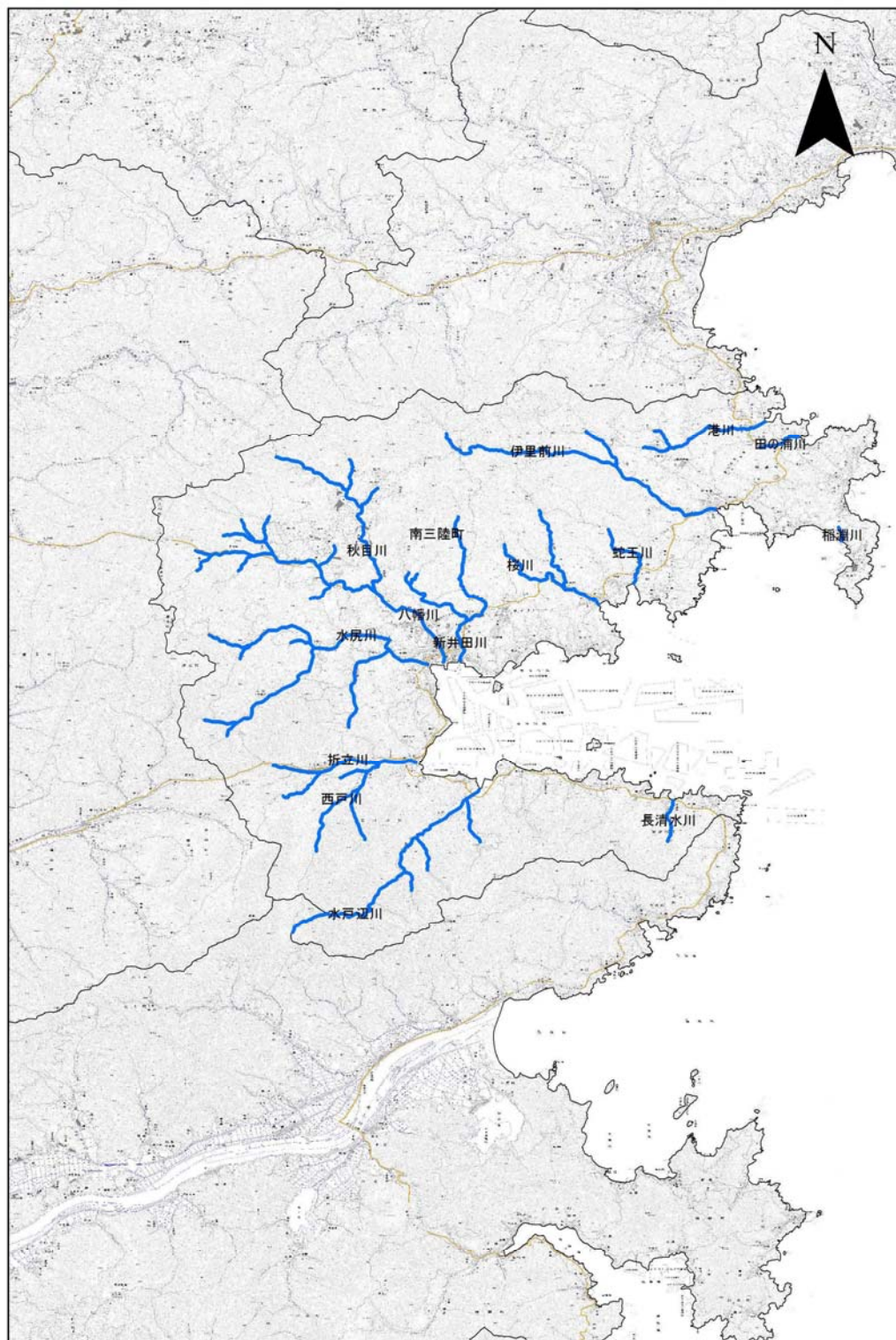
# 10 南三陸町漁港施設位置図



1 1 南三陸町農地海岸位置図



## 1 2 南三陸町主要河川位置



## 1.3 平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

### 経済産業省

20130308 商局第1号

平成25年3月29日

#### 平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



#### I. 保安対策指針の位置付け

##### 1. 自主保安活動を含めた保安対策の着実な実施

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)は、液化石油ガス販売事業者(以下「LPガス販売事業者」という。)及び保安機関に対して、一般消費者等の保安を確保するために種々の義務を課しており、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の保安行政はこれらの保安規制を中心として行われている。液石法による保安規制については、LPガスの技術の進展への対応、自主保安の向上を促す規制体系の構築、業務委託の進展等業態の変化に適応した規制体系の構築等を背景とした平成8年の液石法改正により、規制の合理化を図る中で行政の事前規制による直接的関与を必要最小限としつつ、立入検査等による事後規制で法令遵守を確保する体系となっており、より実効性が高く、自主保安活動の推進につながる規制とすることを基本としている。

このため、LPガス販売事業者及び保安機関(以下「LPガス販売事業者等」という。)は、液石法の下で、法令を遵守することはもとより、自主保安活動を着実に実施していくことが求められている。

##### 2. 事故の発生状況と法令遵守の状況

###### (1) 事故の発生状況

- ・平成24年においては、LPガス事故の発生件数は254件であり、平成23年の226件から28件増加し、3年連続して前年を10%超上回り、近年3年(平成21~23年)の平均(205.0件)を上回った。



- ・被害状況については、
  - －死亡者数は1人であり、平成23年の1人と同数であり、近年3年（平成21～23年）の平均（3.3人）を下回った。
  - －負傷者数は88人であり、平成23年の88人と同数であり、近年3年（平成21～23年）の平均（106.3人）に比して低い水準であったが、CO中毒事故等が特に多発した平成21年を除いた平成20、22、23年の平均（83.3人）を上回る水準となった。
- ・月別の推移をみると、年初は積雪や落雪による事故が昨年を上回って発生したため、昨年よりも更に件数が増加し、それ以降は例年と同様のトレンドを示したものの、平成2年の262件以降最多の254件となった。

（詳細は「平成24年のLPガス事故の発生状況」を参照。）

## （2）法令遵守の状況

### ア）経済産業省本省

- ・経済産業省本省が平成24年度に計画している15社（15事業所）に対する立入検査については、12月までの間に11社（11事業所）に対して実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていないが、次のような不備事項が確認され、担当官による口頭注意を行った。

- 1) 委託契約書の内容等の不備（9件：8件は「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」関連）
- 2) 帳簿に係る不備（5件：4件が誤記入、1件が未記入）
- 3) 行政手続等の不備（3件）

など

- ・立入検査とは別に、保安機関2社で次のような行政事務手続の不備に係る法令違反が確認された。これら2社に対し、ガス安全室長による口頭注意及び文書による改善指示を行った。

- 1) 一般消費者等の数の増加認可申請書の未提出 ⇒ 口頭注意
- 2) 保安機関認定更新申請書を認定の満了する30日前を過ぎて提出 ⇒ 文書による改善指示

### イ）産業保安監督部

- ・経済産業省産業保安監督部が平成24年度に計画している134社（150事業所）に対する立入検査については、4月から12月までの間に100社（114事業所）に対して実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていない。

（詳細は「平成24年度立入検査の実施状況及び平成25年度立入検査の重点」を参照。）

## 3. 保安対策指針の策定

経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、

- (1) 事業遂行の前提である法令の確実な遵守と適切な保安対策を実施すること
  - (2) 時代や社会の要請に応じて自主保安の高度化を一層推進すること
  - (3) 液化石油ガス業界団体が表明した事故対策等保安対策を、具体的にかつ確実に実施すること
  - (4) 今後の自然災害の発生に備え、万全の保安対策を実施すること
- を求め、もって一般消費者等に係る適切な保安の維持・確保を図ることを要請するため、この指針を策定する。

## II. LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目

最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成25年度において、次に掲げる4項目をLPガス販売事業者等に対して要請する。

1. 法令遵守の徹底
2. 組織内のリスク管理の徹底
3. 事故防止対策
4. 自然災害対策

特に、事故防止対策については、平成24年の事故発生状況等から、

- (1) CO中毒事故の防止
- (2) 一般消費者等に起因する事故の防止
- (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止

を重点に対応することを要請する。

その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、

- ・一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス安全安心向上運動」
- ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準 等

で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。

### 1. 法令遵守の徹底

#### (1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等

- ①経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。
- ②経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。
- ③経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。

#### (2) LPガス販売事業者等の義務の再認識

①LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、一般消費者等に対して保安業務の内容が提供されていることについて保安機関に確認を行うこと。

②保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者に通知すること。

(現状)

・平成23年度の立入検査において、保安業務を実施した結果を委託元であるLPガス販売事業者に通知したことが確認できなかった保安機関が見受けられた。

### (3) 保安教育の確実な実施

①保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。

②保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。

③販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、グループ内事業者に対する保安教育を主導すること。

### (4) 販売所・営業所単位での保安確保

①LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。

②LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。

(現状)

・平成24年度の立入検査において、点検・調査結果等における未記入・誤記入を業務主任者が見逃していた例が散見された。

③販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の見直しを含めた整備、充実を図ること。

(現状)

・平成23年度において、本社の保安管理部門が販売所・営業所の業務の実施状況を把握しておらず、法令違反に至った事例があった。

### (5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施

①事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。

②譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。

## 2. 組織内のリスク管理の徹底

現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施

する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。

### 3. 事故防止対策

#### (1) CO中毒事故の防止対策

##### ア) 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策

###### a. 業務用厨房の関係者に対する周知

①換気（給気及び排気）が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。

(現状)

- ・平成24年においては、8件のCO中毒事故のうち5件が業務用厨房で発生している。これらの原因は、換気設備未使用によるもの、換気不良によるもの、メンテナンス不足によるもの、排気口閉塞による排気不良によるものなどである。
- ・業務用厨房機器の使用者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙1）。

②定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。

(現状)

- ・レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスに関する注意喚起のチラシ（総務省消防庁及び東京消防庁と連名）を経済産業省のホームページに掲載（別紙2）。
- ・業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について平成25年度中に経済産業省のホームページに公表予定。

③めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器（同一型式及び類似型式）であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。

(現状)

- ・平成24年2月に発生した岐阜県の体験施設におけるめんゆで器に係るCO中毒の事故発生後、メーカーは、使用者に対し注意喚起するとともに、排気筒を延長するカバー（高さが高く、上面に物が置けないよう傾斜が付いている。）を作成し、警告シールとともに無償で提供する対策を実施中。

###### b. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進

業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。

(現状)

- ・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、普及率は62%（全219社中 回答率100%）。

イ) ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策

ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。

(現状)

- ・平成21年1月には鹿児島県の高校において、同年6月には山口県のホテルにおいて、いずれもボイラーの不完全燃焼及び排気不良により、それぞれ18名、22名（うち1名死亡）の被害を伴う事故が発生。
- ・ホテル・旅館等でのボイラーによるCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙3）。

ウ) 住宅におけるCO中毒事故の防止対策

- ①長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒を確認するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。
- ②不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じ一般消費者に注意喚起すること。

(現状)

- ・平成24年2月、茨城県の工場に併設された住宅において、瞬間湯沸器のバーナー及び熱交換のフィン部にすすによる目詰まりがあったことから、不完全燃焼が発生し、かつ換気扇を使用しなかったため、室内にCOが充満し、1名が死亡、1名が軽症となる事故が発生。
- ・平成24年12月、福井県の一般住宅において、長期不在により風呂釜の排気筒に鳥が巣を作ってしまったため、使用時に排気不良により不完全燃焼が発生し、2名が軽症となる事故が発生。

(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策

ア) 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上

一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。

- ・一般消費者等との接点を増やすため、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問
- ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化

- ・事件事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事件事例等の活用

(現状)

- ・消費機器管理による事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙4)。

#### イ) 安全な消費機器の普及促進

安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。

(現状)

- ・平成24年においては、原因者等別に見て最多の一般消費者等に起因する事故の原因のうち、風呂釜、コンロの点火ミス、立ち消えによるものが20件と最多であった。
- ・古いタイプの風呂釜の使用方法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙5)。
- ・Siセンサーコンロの安全機能等を紹介したチラシをLPガス安全委員会のホームページに掲載(別紙6)。

#### ウ) 誤開放防止対策の推進

①ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「閉栓カバー」の設置を促進すること。

(現状)

- ・「閉栓カバー」の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙7)。
- ・一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会によれば、平成24年の「閉栓カバー」の出荷台数は406,002個であり、平成23年の31,394個から大幅に増加(13倍以上)(別紙8)。
- ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、実施中が42%、実施予定が50%(全219社中 回答率100%)。

②誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。

#### エ) ガス漏れ警報器の設置の促進等

LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス漏れ警報器の設置が効果的であることから、事故の未然防止の観点から、ガス漏れ警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。

(現状)

- ・一般社団法人全国LPガス協会によれば、ガス漏れ警報器の設置率は、平成20年度以降悪化(別紙9)。
- ・ガス警報器工業会は、平成24年4月から3年計画で、ガス漏れ警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指して「リメイク運動」を推進。

#### オ) 消費設備調査の推進

- ①消費設備調査は法定事項であるとともに、普及啓発の重要な機会としてもとらえて、以下のような工夫を図りながら実施すること。
  - ・学校教科書のCO中毒の記載（別紙10）を参考とした絵を用いた説明資料や外国語での説明資料の活用
  - ・ガスの請求明細の裏などに注意事項を記載
- ②消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。
- ③不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているLPガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。
- ④消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。

#### カ) リコール対象品等への対応

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。

##### （現状）

- ・パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成25年1月末までに516台の対象機器が回収されており、平成24年1月末時点以降の1年間でも新たに24台が回収されており、うち10台がLPガス機器である。
- ・この中には、開栓状態で使用可能なものとして保育園で発見されたものが前年に引き続き1台あった。
- ・また、リコール以前から部屋を使用していない等の事情によりこれまで発見されず、空き部屋から発見されたものが5台あった（別紙11）。

#### キ) 長期使用製品安全点検制度への協力

LPガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はチラシ等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。

### (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

#### ア) 供給管・配管の事故防止対策

- ①埋設管は、腐食しにくいPE管等への取替えを促進すること。
- ②他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。

##### (現状)

- ・平成18年から24年までの事故のおよそ1割が他工事業者による事故であることを踏まえ、国土交通省と厚生労働省を通じて、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように建設工事関係事業者に対し注意喚起を実施(別紙12)。

#### イ) 機器の事故防止対策

- ①調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を確実に行うこと。

##### (現状)

- ・高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果(平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件を対象)によれば、使用年数に起因するもの43件のうち、88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。
  - ・七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、2.47%(全219社中 回答率100%)。
- ②充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。

##### (現状)

- ・一般消費者等からの連絡を受けてLPガス販売事業者等が対応した際に工事ミス・作業ミスにより発生した事故が4件あり、うち3件でそれぞれ一般消費者等が1名負傷している。
- ③閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。

#### ウ) バルク供給に係る事故防止対策

- ①これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。



(現状)

- ・平成23年及び24年にいずれもバルク供給において人身事故が発生しており、平成23年は安全弁の交換作業ミス、平成24年は液面計のフランジ部に係る作業ミスであり、原因はいずれも作業手順の確認が不足していたものである。

②民生用バルク供給システムのいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、20年検査の本格化に向けた準備に着手すること。

(4) その他

ア) 質量販売に係る事故防止対策

①質量販売の際も法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施すること。

(現状)

- ・平成24年の質量販売における事故10件のうち、定期消費設備調査が未実施等の法令違反が5件認められている。

②LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。

(現状)

- ・平成25年2月時点で、3事業者9件が特別承認申請を準備中。

イ) 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、引き続き、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。

(現状)

- ・平成24年は豪雪のため、平成18年の80件、平成23年の50件に続いて64件と雪害事故が多発した。
- ・より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、容器の接続方法等に着目した対策をまとめ、平成25年4月末までに経済産業省のホームページに掲載予定。
- ・LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙13)。

4. 自然災害対策

①「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高圧ガス保安協会)も踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。

(現状)

- ・各都道府県LPガス協会、LPガス販売事業者等のLPガス関係者が取り組むことが期待される災害対策を、「LPガス災害対策マニュアル」として平成25年3月に策定。
- ・各都道府県LPガス協会等の取組状況について、一般社団法人全国LPガス協会を通じて把握することとしている。

②仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。

## 1.4 登米市・南三陸町消防相互応援協定

### 登米市・南三陸町消防相互応援協定書

#### (趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律226号）第21条第2項の規定により、登米市・南三陸町（以下「協定自治体」という。）において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に応急措置ができない場合又はそのおそれがある場合において、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災自治体が他の自治体に対し応援を要請することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (連絡担当課等)

第2条 協定自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### (災害の種類)

第3条 この協定において「災害」とは、火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

#### (応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする自治体は、電話その他の方法により、次の事項を明らかにして、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 災害発生場所
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別並びにそれらの数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

#### (応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援を要請された協定自治体は、特別の事情がない限り、これに応じるものとする。

2 応援自治体の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、車両及び資機材の種別並びにそれらの数量、到着予定時刻を受援自治体の長に連絡するものとする。

#### (応援隊の誘導)

第6条 受援自治体の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

#### (応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の6の規定により、受援自治体

の長が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援の間における職員手当及び衣服等の損料は、応援側の負担とする。
- (2) 応援が長時間にわたる場合の食料に要する費用は、受援側の負担とする。
- (3) 公務上の災害補償費、交通事故における損害賠償費等は、応援側の負担とする。
- (4) 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等は、受援側の負担とする。
- (5) 前各号以外の費用に関しては、当事者間において協議の上、決定する。

2 応援を受けた自治体が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合は、応援を行った自治体は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(その他の防災協定等の関係)

第9条 この協定のほか、別途協定している応援協定等特別な定めがある場合は、その定めるところによる。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関して必要な細目は、協定自治体が協議の上、定める。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協定自治体で協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、協定の日から適用するものとする。

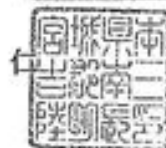
この協定を証するため、本書2通を作成し、協定自治体がそれぞれ1通を保有する。

平成17年12月 1日

登米市長 布施 孝



南三陸町長 佐藤 仁



# 15 南三陸町と庄内町との災害時における相互応援に関する協定

## 南三陸町と庄内町との災害時における相互応援に関する協定書

南三陸町と庄内町（以下「協定町」という。）は、いずれかの町の地域において大規模な災害が発生し、被災した町が独自には十分な被災者の救護等の応急措置を実施できない場合において、被災した町の要請により、災害を受けない町が協力、応援を行い、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設、応急復旧等に必要なる資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、医療、防疫等応急対策及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条で定める担当職員を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の種類及び状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げるものに係る受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

### （物資の輸送等）

第3条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、要請町が実施するものとする。ただし、要請町による輸送が困難な場合には、応援を行う町（以下「応援町」という。）にこれを依頼することができる。

### （応援の実施）

第4条 第2条の規定により応援を要請された町は、これに速やかに応じるものとする。

### （自主的応援活動）

第5条 大規模災害の発生により、要請町と連絡がとれない場合であって、要請町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認められた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

### （応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

2 要請町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から当該経費の一時繰替支弁を要請された場合には、応援町が当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

### （災害補償）

第7条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応急業務の傍らに生じたものについては要請町が、要請町への往復経路の途中に生じたものについては応援町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

### （連絡窓口）

第8条 協定町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

2 連絡担当課は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

### （資料の提供等）

第9条 協定町は、協定に基づき相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

### （協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、友好関係の維持と発展を基本として、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を促すため、本書2通を作成し、各自署名の上、各1通を保有するものとする。

平成18年5月17日

佐藤 仁  
原 真樹

宮城県南三陸町  
南三陸町長

山形県庄内町  
庄内町長

氣仙沼・本吉地域広域圏  
災害時相互応援協定書

平成9年7月2日

於・氣仙沼市

## 気仙沼・本吉地域広域圏災害時相互応援協定書

気仙沼市、志津川町、津山町、本吉町、唐桑町及び歌津町（以下「市町」という。）との間に、災害時における災害応急活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における市町間の迅速な協力・支援体制を確保し、応急対策及び復旧対策を効果的に実施するため、相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### （災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、津波、台風等大規模な災害
- (2) 大火災又は特殊火災等
- (3) 船舶、車両等の交通機関による大規模な事故及び危険物等の流出事故
- (4) 前3号に掲げるものに準ずる大規模な災害、事故

### （応援の種類）

第3条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防応援隊の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供並びにその復旧活動に必要な職員等の派遣
- (4) その他、特に要請のあった事項

### （応援の手続）

第4条 応援を受けようとする市町（以下「受援市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類と必要な物資、資機材、車両等及び派遣職員の職種・人員
- (3) その他必要な事項

### （応援の実施）

第5条 前条の規定により応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、特別の事由がない限り、これに応ずるものとし、応援市町の職員等は、受援市町の長又は消防長の指揮下に入り行動するものとする。

### （経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援市町の職員等に関する経費及び公務災害補償については、応援市町の負担とする。
- (2) 被災地での応急活動及び復旧活動に要した経費は、受援市町の負担とする。
- (3) 前2号以外の経費については、市町間の協議によるものとする。

### （連絡担当課）

第7条 市町は、あらかじめ災害時相互応援に係る連絡担当課を定め、相互に連絡するものとする。

(連絡会議)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、市町で構成する連絡会議を設置する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、各市町がそれぞれ1通を保有する。

平成9年7月2日

気仙沼市長

鈴木昇



志津川町長

阿部公三



津山町長

阿部東一郎



本吉町長

千葉仁徳



唐桑町長

富山徳雄



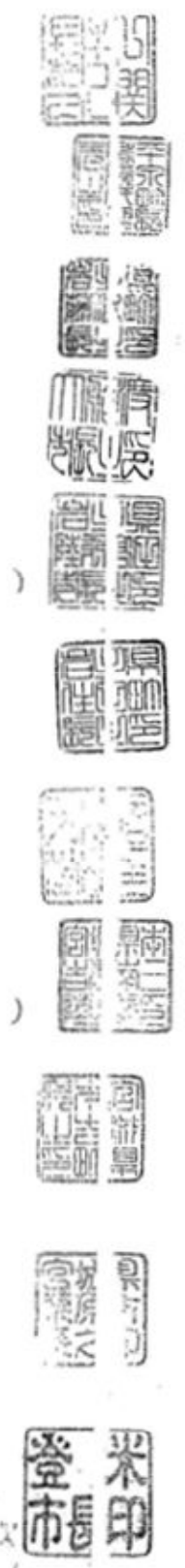
歌津町長

牧野 駿





17 岩手・宮城県際市町村災害時相互応援協定



岩手・宮城県際市町村災害時相互応援協定書

両磐地区広城市町村圏  
 気仙地区広城市町村圏  
 気仙沼・本吉地域広城市町村圏  
 栗原市  
 登米市

## 岩手・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、両磐地区広域市町村圏、気仙地区広域市町村圏、気仙沼・本吉地域広域市町村圏を構成する市町及び栗原市、登米市（以下「構成市町」という。）において災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では、十分に応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第17条第1項の規定に基づき、当該応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災市町が他の市町に対し応援を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (連絡市町)

第2条 各広域市町村圏にあつては連絡市町を定め、広域市町村圏間及び各市並びに当該広域市町村圏内構成市町との連絡調整等を行うものとする。

### (連絡担当課)

第3条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

### (災害の種類)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

### (応援の種類)

第5条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（消防団員を含む。）の派遣
- (5) 国民保護法に基づく国民保護のための措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請)

第6条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、連絡市町又は連絡市町以外の市町（以下「応援市町」という。）へ応援要請するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員等
- (4) 応援の必要な場所及びその日時
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

### (自主応援)

第7条 応援市町は、被害が甚大で被災市町との連絡が取れない場合又は被災市町が応援の要請をするいとまがないと認められる場合は、自主的に被災市町の情報収集を行い、要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。

この場合においては、当該被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第8条 応援市町が応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。

(応援費用の一時繰替支弁)

第9条 受援市町は、前条の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催する。

(その他の防災協定等の関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関して必要な細目は、構成市町が協議の上、定める。

(その他)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度構成市町が協議して決めるものとする。

第14条 この協定は、平成18年7月6日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成18年7月6日

両磐地区広域市町村圏

一 関市長 浅井 東兵衛



平泉町長職務代理者

平泉町助役 千葉

茂



藤沢町長 佐藤

守

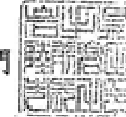


気仙地区広域市町村圏

大船渡市長 甘竹 勝郎



陸前高田市長 中里 長門



住田町長 多田 欣一

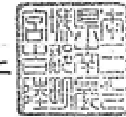


気仙沼・本宮地域広域市町村圏

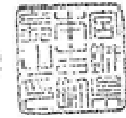
気仙沼市長 鈴木 昇



南三陸町長 佐藤 仁



本吉町長 森 琢男



栗原市

栗原市長 佐藤 康

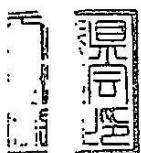
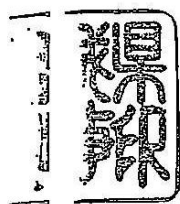


登米市

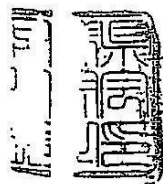
登米市長 布施 孝尚



18 災害時における宮城県市町村相互応援協定



災害時における宮城県市町村  
相互応援協定書



## 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

### (応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

#### (1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

#### (2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

#### (3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

### (応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

#### (1) 被害の状況

#### (2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供  
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣日 通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

#### (緊急時における自主的活動)

- 第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供しよう努めるものとする。
- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
  - 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
  - 4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

#### (経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

#### (応援職員)

- 第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。
- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。
  - 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

#### (情報交換)

- 第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催しよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事

浅野史郎



宮城県市長会会長

藤井黎



宮城県町村会会長

鹿野文永





## 19 宮城県広域消防相互応援協定

### 宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を越えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため、広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

#### （応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

#### （応援要請の方法）

第3条 応援要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種類・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

#### （応援隊等の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請をされたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときは、できるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前項の規定による要請を応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

#### （応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

#### （報告）

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料費
- カ 交通事故における損害賠償費

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 各号に定める経費以外については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議した上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協議を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から施行する。

仙台市	市長	石井 亨
名取市	市長	石川 次夫
岩沼市	市長	小野 光彦
石巻地区広域行政事務組合 管理者	石巻市長	平塚 真治郎
塩釜地区消防事務組合	管理者	三升 正直
亶理地区行政事務組合	管理者	千石 正乃夫
仙南地域広域行政事務組合 理事長	白石市長	川井 貞一
栗原地域広域行政事務組合	管理者	千葉 種助
大崎地域広域行政事務組合 管理者	古川市長	中川 俊一
登米地域広域行政事務組合 理事会	理事長	田代 喜毅
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	菅原 雅
黒川地域行政事務組合 理事会	理事長	木橋 恒雄
立会人	宮城県知事	本間 俊太郎

## 20 日本水道協会東北支部災害時相互応援に関する協定

### 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

#### (趣 旨)

第 1 条 この協定は、地震、異常濁水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

#### (相互応援体制)

第 2 条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

#### (連絡担当部課)

第 3 条 地方支部長都市及び県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

#### (応援要請の方法)

第 4 条 県支部長は、県内の被災事業体から応援の要請があり、県内での対応が困難と認めるとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認めるときは、地方支部長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。

2 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告するものとする。

4 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第 5 条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第 6 条 地方支部長都市及び県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(地方支部現地救援本部の設置)

第 7 条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

- 2 地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第 8 条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供

- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

#### (応援要員の派遣)

第 9 条 第 4 条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

#### (応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

#### (費用負担)

第 11 条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

#### (情報の交換)

第 12 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、地方支部長都市及び各県支部長都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

#### (会員以外への協力)

第 13 条 会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常濁水等により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

#### (指 針)

第 14 条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の成立を証するため、本協定書 7 通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

附 則

(適用)

1 この協定は、平成 9 年 5 月 1 日から適用する。

(日本水道協会東北地方支部水道施設の被害に伴う相互応援計画の廃止)

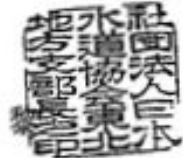
2 日本水道協会東北地方支部水道施設の被害に伴う相互応援計画(平成 3 年 9 月 1 日改正計画)は、廃止する。

平成 9 年 5 月 1 日

日本水道協会東北地方支部長

仙台市長

藤 井



日本水道協会青森県支部長

青森市長

佐々木 誠



日本水道協会秋田県支部長

秋田市長

石 川 錬治郎



日本水道協会岩手県支部長

盛岡市長

桑 島



日本水道協会山形県支部長

山形市長

佐 藤 隆 郎



日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長

菅 原 康 平



日本水道協会福島県支部長

郡山市長

藤 森 英



## 2 1 災害時における水道施設復旧応援に関する協定

災害時等における水道施設

復旧応援に関する協定書



## 災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書

(甲) 日本水道協会宮城県支部長  
石巻地方広域水道企業団  
企業長 菅原 康平

(乙) 宮城県管工事業協同組合連合会  
会長 井上 恭司

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合において、水道の確保を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、甲が所管する水道施設の速やかな復旧活動（以下「復旧活動」という。）の応援要請活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づくものとする。

### (応援要請)

第2条 甲は、災害時の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

( 応援の内容 )

第 3 条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- ( 1 ) 応急給水活動
- ( 2 ) 応急復旧活動
- ( 3 ) 応急復旧資機材の提供
- ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

( 事前準備及び報告 )

第 4 条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

( 応援要員の派遣 )

第 5 条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

( 指揮及び応援要員 )

第 6 条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

( 応援活動の記録 )

第 7 条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

( 費用負担 )

第 8 条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として被災事業体が負担する。

- ( 1 ) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
  - ( 2 ) 輸送費及び人件費
  - ( 3 ) 復旧活動に使用した乙及び乙の会員が保有する資機材費
  - ( 4 ) その他復旧活動に伴い発生する経費
- 2 応援復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、水道災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成13年8月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成12年9月1日

甲 日本水道協会宮城県支部長  
石巻地方広域水道企業団

企業長 菅原康平



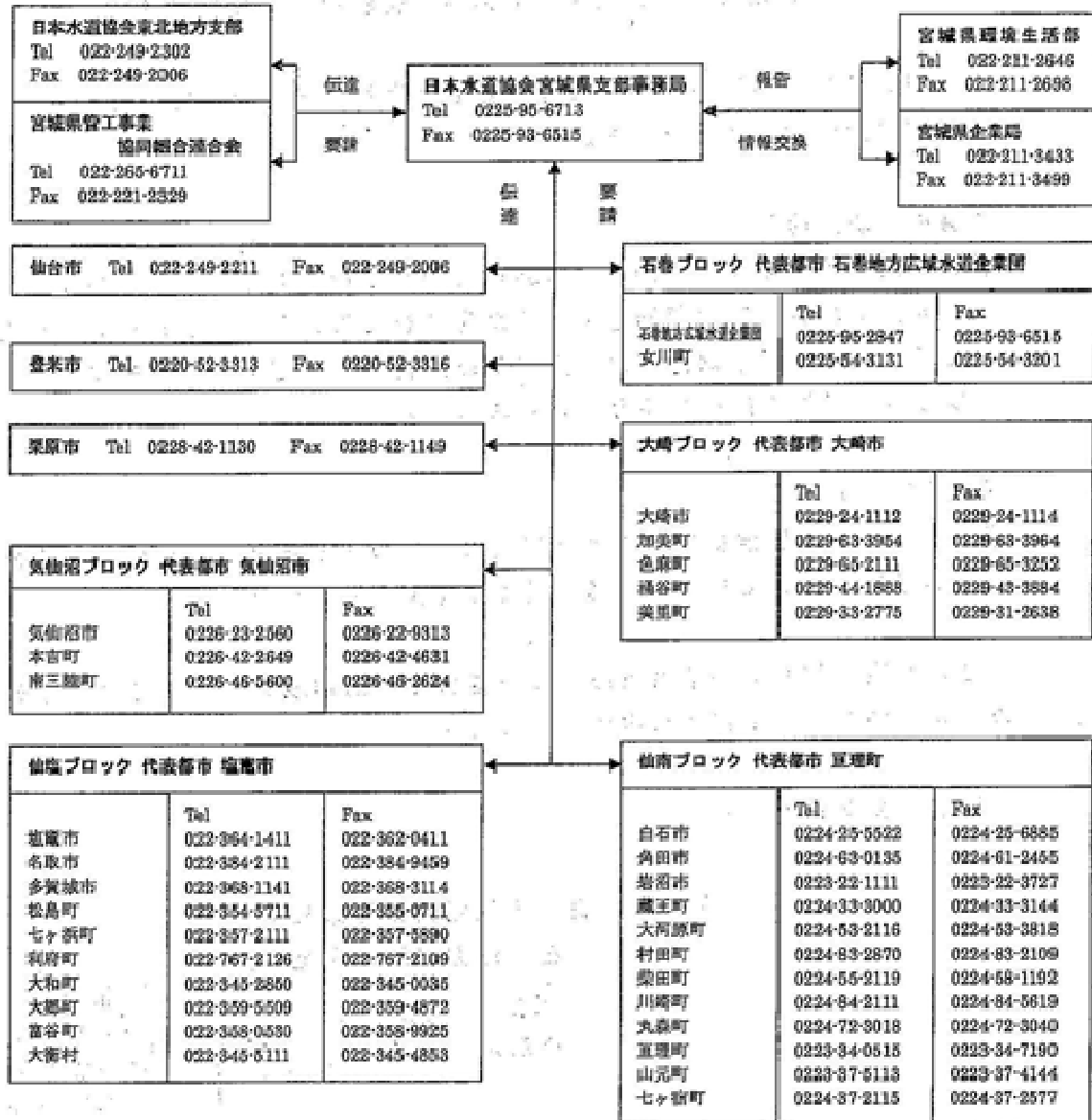
乙 宮城県管工事事業協同組合連合会

会長 井上恭司



### 「災害時相互応援計画」ブロック組織図

平成18年4月1日現在



- 仙南保健所 0224-53-3111      気仙沼保健所 0226-22-6661
- 大崎保健所 0229-91-0709      塩竈保健所 022-363-5502
- 栗原保健所 0228-22-3111(512)      塩竈保健所若沼支所 0223-22-2188
- 釜米保健所 0230-22-6111      塩竈保健所黒川支所 022-358-1111
- 石巻保健所 0225-95-1411

## 2.2 災害時における水道施設応急復旧活動等に関する協定

災害時における水道施設応急復旧活動等に関する協定書

南 三 陸 町

南三陸町上下水道工事組合

## 災害時における水道施設応急復旧活動等に関する協定書

南三陸町長（以下「甲」という。）と南三陸町上下水道工事組合（以下「乙」という。）とは、地震、その他の災害（以下「災害」という。）による水道施設の被害発生時の応急給水及び応急復旧活動等（以下「復旧活動等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生により甲の水道施設が被災したとき、甲の要請に基づき、乙が行なう復旧活動等の応援（以下「応援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の内容）

第2条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動に必要な資機材及び人員の派遣
- (2) 送配水管、給水管、配水池等水道施設の応急復旧に必要な資機材及び人員の派遣
- (3) 情報収集及び広報活動
- (4) その他必要な活動

### （応援要請）

第3条 甲は、応援が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにし、応急復旧活動等応援要請書（様式1号、以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等により行なうものとし、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 復旧活動等の場所及び特機場所
- (3) 予定期間及び時間
- (4) 復旧活動等の内容
- (5) 人員及び車両・資機材・燃料・無線機等

### （応援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、直ちに応援体制を整え、速やかに必要な応援を行なうものとする。

2 前項により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い復旧活動等に従事するものとする。

(費用負担)

第5条 乙の組合員が復旧活動等に要した費用は、甲が負担するものとし、甲が定める積算基準により算出した額を、乙が甲に一括して請求するものとする。

2 前項の定めにより難いときは、甲乙協議して定めることとする。

(労務補償)

第6条 この協定に基づく応援に従事した乙の組合員の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従業員の所属する乙の組合員の労働災害保険等において補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時には必要な情報を速やかに交換するとともに、この協定に定める手続き等を含め甲及び乙の連絡調整を行なうものとする。

2 前項の連絡責任者は、連絡責任者選任報告書(様式2号)により、報告するものとする。異動、その他の理由により、連絡責任者に変更が生じたときも同様とする。

(応援体制の確立)

第8条 乙は、甲の要請に速やかに対応できるよう、応援体制計画を作成し組合員に周知するとともに、災害時の応援体制表(様式3号)により、報告するものとする。異動、その他の理由により、連絡責任者に変更が生じたときも同様とする。

(他地区への応援)

第9条 日本水道協会宮城県支部と宮城県管工事業協同組合連合会との応援協定に基づき、ブロック代表都市から応援派遣要請のあった場合は、当該協定事項に定める応援を行なうものとする。

2 前項に基づき応援を行なう場合は、当該協定書の規定を適用するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙両者協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

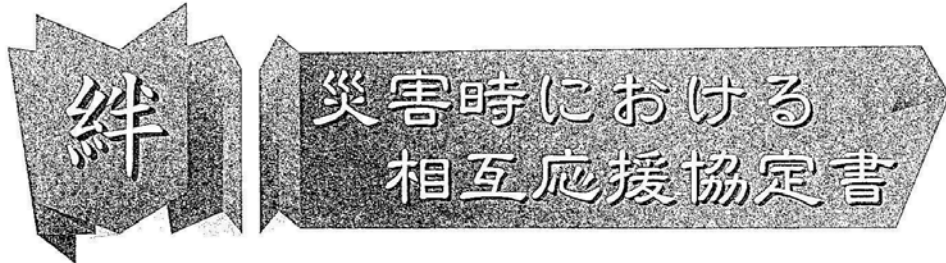
平成18年11月21日

甲 南三陸町水道事業  
南三陸町長

乙 南三陸町上下水道工事組合  
組合長



23 災害時における相互応援協定書 長崎県南島原市



宮城県南三陸町  
長崎県南島原市



## 災害時における相互応援協定書

長崎県南島原市及び宮城県南三陸町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （4）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

### （応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
  - （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
  - （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
  - （4）応援場所及び応援場所への経路
  - （5）応援期間
  - （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 被災市町において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、誠意をもってこれを実施する。

### （指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市町の指揮の下に行動するものとする。

### （応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

### （情報交換）

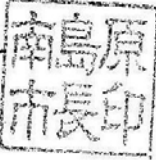
第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年2月4日

南島原市長 藤原 米幸 

南三陸町長 佐藤 ひとし 

## 24 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等  
の協力に関する協定書

南 三 陸 町

みやぎ生活協同組合

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

南三陸町（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急生活物資供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、地震、津波、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （応急生活物資供給の協力要請）

第 3 条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### （応急生活物資供給の協力実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### （応急生活物資）

第 5 条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ供給するが、主なものは、「別表」のとおりとする。

2 乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給を行うものとする。

### （応急生活物資供給の要請手続等）

第 6 条 甲の乙に対する要請手続きは、文書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第 7 条 応急生活物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 応急生活物資の引渡し場所は、甲と乙とがその都度協議して決定するものとする。

(費用)

第 8 条 第 4 条及び第 7 条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第 9 条 甲は、災害時において、町民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、これに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第 10 条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては総務部次長とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

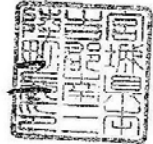
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年9月1日

甲 本吉郡南三陸町志津川字塩入77番地

南三陸町長

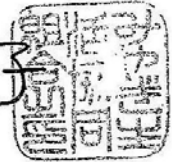
佐藤 久



乙 仙台市泉区八乙女四丁目2番地2  
みやぎ生活協同組合

理事長

齊藤 昭子



別表（第5条関係）

第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
※ 水・飲料	水・飲料	米
※ 菓子パン	調理パン・弁当	食パン
※ 牛乳	牛乳	めん類
※ 果物（バナナ）	果物（バナナ）	バター・ジャム
※ レトルト食品 （ごはん）	レトルト食品 （ごはん）	肉・魚
缶詰 （イージーオープン）	缶詰 （イージーオープン）	野菜
電池	インスタントラーメン	果物
懐中電灯	粉ミルク	レトルト食品 （おかず類）
バケツ	ほ乳びん	インスタントラーメン
軍手	紙おむつ	緑茶・コーヒー・紅茶
ガムテープ	なべ	トイレットペーパー
ウェットティッシュ	ウェットティッシュ	洗濯・洗面用具
トイレットペーパー	トイレットペーパー	なべ
粉ミルク	下着・靴下	裁縫キット
ほ乳びん	タオル	下着・靴下
紙おむつ	刃物	文房具
卓上ガスコンロ	紙コップ・紙皿	シューズ
なべ	生理用品	布団
梅干	梅干	マスク
みそ	みそ	梅干
しょう油	しょう油	みそ
塩	塩	しょう油
蚊取り線香	蚊取り線香	塩
使い捨てカイロ	使い捨てカイロ	蚊取り線香
毛布	毛布	使い捨てカイロ
		毛布

（1）応急生活物資はおおむね上記の段階ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況にあわせて調達する。

（2）品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

※ =災害直後、最優先に調達すべき品目



別記様式（第6条関係）

災害時物資供給要請書

平成 年 月 日

みやぎ生活協同組合 殿

南三陸町長 佐藤 仁

次のとおり、協定書に基づき物資供給を要請します。

要 請 番 号	平成 年 要請第 号	
災 害 の 状 況		
要請する物資の品名 及び数量	品 名	数 量
引渡場所及び日時		
緊急連絡先及び担当者		
その他協力要請事項		

## 2 5 南三陸町・公益社団法人 CivicForce・特定非営利活動法人 AllRoundHelicopter 災害支援等に関する協定書

### 南三陸町・公益社団法人 CivicForce・特定非営利活動法人 All Round Helicopter 災害支援等に関する協定書

南三陸町（以下「甲」という。）、公益社団法人 Civic Force（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人 All Round Helicopter（以下「丙」という。）は、災害支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携・協力のもと、乙及び丙が運航する回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）の特性が十分に発揮される場面において利活用することにより、地域医療、災害対応、防災、地域社会の発展等に寄与することを目的とする。

#### （連携内容）

第2条 前条に定めるヘリコプターの利活用とは、次に掲げる事項とする。

- （1）患者、医師、医療資器材等の搬送を含む地域医療の振興に関する事項
- （2）災害発生時における上空からの被災状況の確認等を含む初動調査及び支援物資輸送に関する事項
- （3）災害対応に関する準備及び訓練の実施を含む防災活動に関する事項
- （4）前述の事項において甲が必要と認める警察・消防との連携に関する事項
- （5）前各号に掲げるほか、甲、乙及び丙が協議して必要と認める事項

#### （実施場所）

第3条 本協定に定めるヘリコプターの利活用の実施場所については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

#### （安全運航への協力）

第4条 甲、乙及び丙は、ヘリコプターの運航に関して、必要な安全対策を常に講じるとともに、相互協力により安全運航に努めるものとする。

#### （費用負担）

第5条 本協定に定めるヘリコプターの利活用の経費については、乙又は丙が負担するものとする。ただし、それによりがたい場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(損害賠償責任)

第6条 本協定に定めるヘリコプターの利活用において、運航中に発生した損害（ヘリコプターの運航に起因するものに限る。）については、丙がその責任を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙からの何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(他の協定との関係)

第8条 本協定は、甲が既に締結している協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 本協定に定めがない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するために、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月1日

甲 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2  
南三陸町

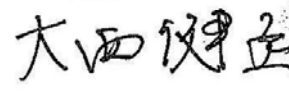

南三陸町長


乙 東京都千代田区九段南四丁目7番16号

公益社団法人 Civic Force

代表理事

丙 栃木県足利市八幡町214番地4

特定非営利活動法人 All Round Helicopter

代表理事


## 26 南三陸町・特定非営利活動法人市民航空災害支援センター災害支援に関する協定書

### 南三陸町・特定非営利活動法人市民航空災害支援センター 災害等支援に関する協定書

南三陸町(以下、甲という)と特定非営利活動法人市民航空災害支援センター(以下乙という。)は、災害発生時の支援活動及びその備えに関し次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は南三陸町又は、近隣区域において大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲と乙が協働して災害対策に関わる支援活動に付いて必要な事項を定める事を目的とする。

#### (支援要請)

第2条 第1条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し前条に定める支援を要請することができる。

2 前項の要請は原則として文書によって行われるが、緊急を要する時は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする、但し要請がない場合でも、甲が要請する事が出来ない程の危機的状況に陥ったと判断される場合には乙は自主的に予め定められた支援活動を行うことができる。

#### (支援活動)

第3条 この協定において支援活動とは次に定めるものをいう。

- ① 乙が使用する航空機(ヘリコプター・飛行機)による人員及び物資の搬送
- ② 乙が使用する航空機(ヘリコプター・飛行機)による調査及び視察

#### (離着陸場の使用)

第4条 乙は南三陸町内又は、近隣区域において大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害対応の支援活動のため甲が指定する臨時離着陸場を使用できるものとする。

#### (航空機の使用)

第5条 甲は南三陸町において防災訓練、その他イベント等で必要と認めた時は、乙が使用する航空機の使用を要請することができる。

(費用負担)

第6条 災害対応の支援活動に係る費用は原則として乙が負担するものとする、ただし乙が当該支援活動に関わる費用に関して国や県などが運営する補助金及び財団など民間団体が運営する助成金への申請を行うときは、甲はこれに協力するものとする。

2 乙の航空機による事故等の補償は、乙が責めを負うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、それらに付いて甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 24 年 9 月 1 日

甲 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

南三陸町長

佐藤 久



乙 埼玉県さいたま市桜区上大久保 519 番地 1

埼玉県浦和・大久保合同庁舎 1 号館

特定非営利活動法人市民航空災害支援センター

理事長

竹田好孝



## 27 ごみ処理施設の整備状況

事業主体名	施設名称	整備状況			所在地	電話番号	備考
		規模	方式	竣工			
気仙沼市	クリーンヒルセンター	108t/日	准連	H7.2	気仙沼市 字九条 93-1	22-9680	H14.12.1 ～処理委託開始

※ 平成26年3月31日 現在

## 28 粗大ごみ処理施設の整備状況

事業主体名	施設名称	整備状況			所在地	電話番号	備考
		規模	方式	竣工			
町	粗大ごみ焼却炉	1.55t/日	固定方式	H9.2	歌津字草木沢	46-5528	環境対策課
町	粗大ごみ一時預かり場				戸倉字脇/沢41-1	46-5528	環境対策課

※ 平成26年3月31日 現在

## 29 し尿処理施設の整備状況

事業主体名	施設名称	整備状況			所在地	電話番号	備考
		規模	方式	竣工			
町	衛生センター	30k/日	低希積二段活性汚泥処理	S63.3	戸倉字脇/沢41-1	46-5038	環境対策課

※ 平成26年3月31日 現在

### 30 一般廃棄物収集運搬等委託及び許可業者

#### ○委託業者（し尿収集）

名称	住所	電話番号	備考
(有)歌津衛生社	歌津字名足 135-2	36-2566	
西城衛生社	志津川字上の山 53-7	46-1677	
(有)サトー設備工業所	志津川字平井田 93	46-3735 46-2125 (FAX)	

#### ○委託業者（ごみ収集運搬）

名称	住所	電話番号	備考
(有)サトー設備工業所	志津川字平井田 93	46-3735 46-2125 (FAX)	
(有)リアス・エンジニアリング	志津川字天王山 135-1	46-5363	
山内秋雄	歌津字町向 121-2	36-3532	

#### ○委託業者（ごみ運搬）

名称	住所	電話番号	備考
(有)歌津運送	歌津字町向 46-1	36-2252	
(有)山藤運輸	志津川字沼田 141-3	46-5825	

#### ○許可業者（浄化槽清掃・汚泥運搬）

名称	住所	電話番号	備考
(有)サトー設備工業所	志津川字平井田 93	46-3735	
(有)リアス・エンジニアリング	志津川字天王山 135-1	46-5363	
(有)歌津衛生社	歌津字名足 135-2	36-2566	
(有)きよの清掃センター	登米市登米町日野渡南田 114	0220-52-2465	

#### ○許可業者（事業系ごみ収集運搬）

名称	住所	電話番号	備考
(有)サトー設備工業所	志津川字平井田 93	46-3735	
(有)リアス・エンジニアリング	志津川字天王山 135-1	46-5363	
(有)阿部鉄クリーン	歌津字皿貝 43-307	36-3471	
(有)きよの清掃センター	登米市登米町日野渡南田 114	0220-52-2465	
株ハマナス	本吉町津谷松尾 179-8	42-3200	
(有)クリーン北上	石巻市字和渕笈入 33	0225-72-2875	
株佐々木産業	気仙沼市茗荷沢 239-1	24-2807	

※ 平成26年3月31日 現在

### 3 1 消防力の現状

機関名	地区名	水槽付消防ポンプ自動車	高規格救急車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
南三陸消防署	町内全域	1台	1台	1台		
南三陸消防署 歌津出張所	町内全域	1台	1台			
南三陸町消防団	第1分団				3台	
	第2分団				4台	
	第3分団				5台	
	第4分団				4台	
	第5分団				3台	
	第6分団				3台	
	第7分団				5台	
	第8分団				3台	
	第9分団				1台	
	第10分団				2台	1台
	第11分団				3台	
	第12分団				2台	
計		2台	2台	1台	38台	1台

※ 平成26年3月31日 現在



### 3 2 町内建設業者一覧

番号	業者名	住所	電話番号	F A X	工事	建設
1	(有)丸正工業	戸倉字町 71	46-9144	46-9142	○	○
2	(有)阿部土木工業	志津川字廻館 100-6	46-3465	46-3686	○	○
3	阿部藤建設(株)	志津川字南町 58	46-3201	46-5623	○	○
4	(株)遠藤組	志津川字大久保 168	46-3912	46-4548	○	○
5	(有)大山建設	志津川字十日町 153	46-3328	46-3328	○	○
6	佐々木建設	志津川字廻館前 86	46-3263	46-3263	○	○
7	(株)佐千代組	志津川字沼田 150-79	46-2289	46-2283	○	○
8	(株)サトー工務店	志津川字御前下 35-2	46-4942	46-4798	○	○
9	佐良工務店	志津川字本浜町 96	46-2728	46-2728	○	○
10	志津川建設(株)	志津川字天王山 138-11	46-2211	46-5832	○	○
11	(株)須藤建設	志津川字沼田 150-64	46-3205	46-5628	○	○
12	(株)高野組	志津川字本浜町 108	46-2526	46-5800	○	○
13	(株)沼正工務店	志津川字廻館 2-3	46-2215	46-6685	○	○
14	(有)マルナオ遠藤土建	志津川字大久保 196-3	46-3422	46-3493	○	○
15	(有)山本セメント	志津川字汐見町 38	46-3204	46-6012	○	○
16	渡公工務店	志津川字袖浜 1-5	46-2944	46-2943	○	○
17	(株)タカノ鐵工	志津川字平井田 77-44	46-3023	46-5765	○	○
18	(有)スガリョウサッシ	志津川字天王山 79	46-3058	46-3861	○	○
19	(株)恵佑	志津川字御前下 29-6	46-2311	46-3152	○	○
20	佐藤建設	入谷字山の神平	46-2755	46-2755	○	○
21	山健重機	入谷字桜葉沢 152	46-6750	46-6930	○	○
22	(株)阿部伊組	歌津字港 175-2	36-2311	36-3152	○	○
23	山庄建設(株)	歌津字港伊里前 244-7	36-2077	36-2065	○	○
24	歌津ブロック工業所	歌津字町向 133-3	36-2136	36-2330	○	○
25	佐藤建築	歌津字伊里前 180-7	36-2179	36-2179	○	○
26	(株)ミナト海事	歌津字港 175	36-2952	36-2913	○	○

※ 平成26年3月31日 現在

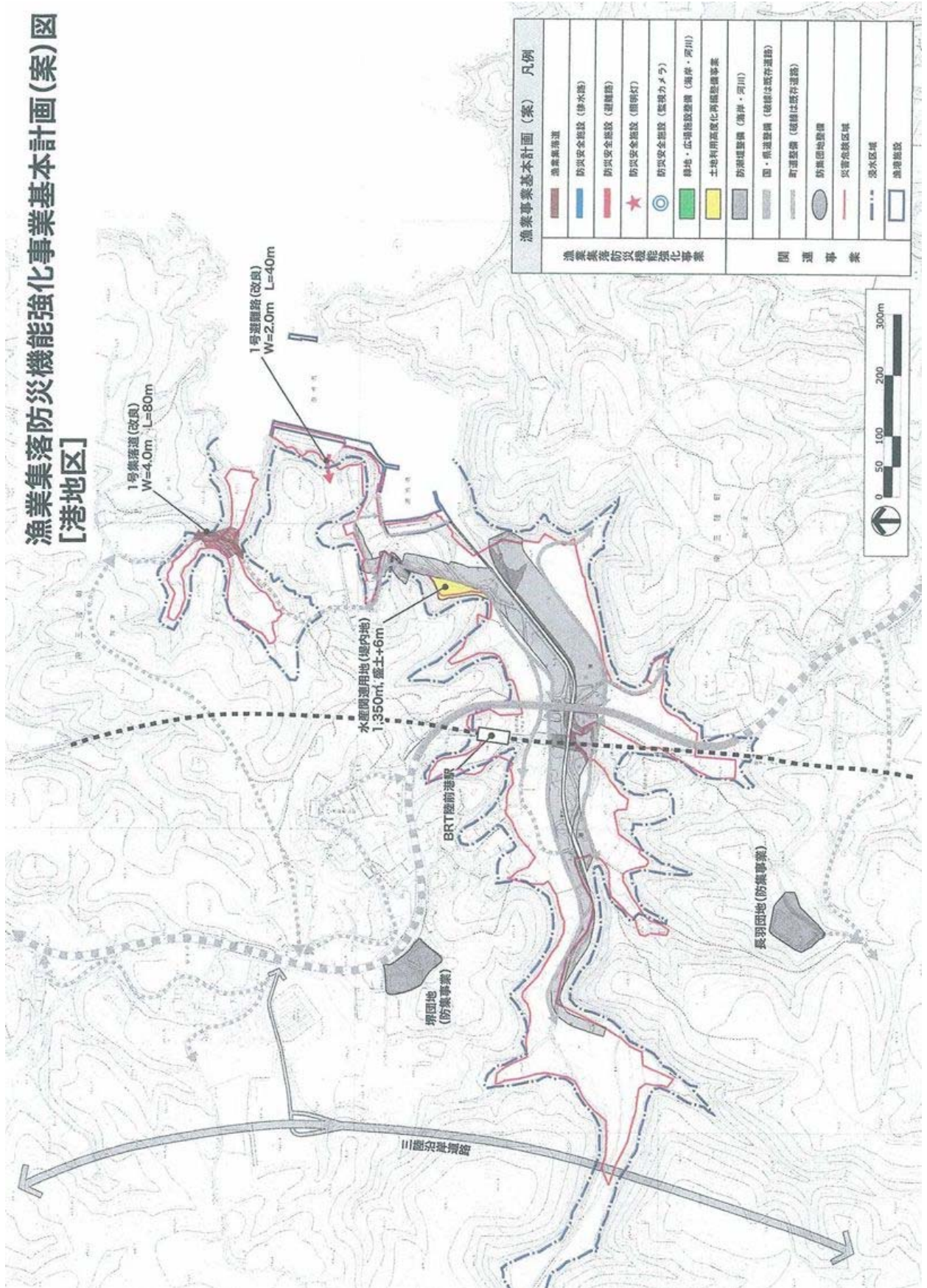
### 3 3 町内水道業者一覧

業者名	所在地	電場番号
(有)阿部水道設備	歌津字港 186-1	36-3054
(有)熊谷住設	歌津字伊里前 185-10	36-2515
(株)山庄建設	歌津字吉野沢 74-1	36-2077
(有)ナカノ電気商会	歌津字伊里前 96-1	36-2072
中西電気商会	歌津字長羽 63-3	36-2720
阿部設備工業	歌津字柘沢 76-6	36-3880
丸善設備	歌津字柘沢 24-1	36-3675
(有)三浦ガス設備	歌津字柘沢 65-15	36-2355
(株)小山設備	戸倉字坂本 10-1	46-9359
(有)イー・エム工業	志津川字熊田 8-1	46-1577
(有)スガワラ電化	志津川字沼田 100-13	46-5458
佐藤水道	入谷字桜沢 117-1	46-3557
(有)サトー設備工業所	志津川字平井田 93-2	46-3735
(有)丸伊商事	志津川字沼田 141-1	46-2121
タカツギ電気工事	志津川字沼田 150-70	36-3075
(株)日幸商會 南三陸営業所	歌津字港 186-1	36-3957
(有)リアス・エンジニアリング	志津川字天王山 135-5	46-5363
旭洋設備工業(株)	志津川字天王山 135-5	46-3412
丸伊伊藤屋(株)	志津川字小森 40-1	46-2039
行場工業所	志津川字沼田 150-52	46-2269
(株)山健重機	入谷字桜葉沢 152	46-6750

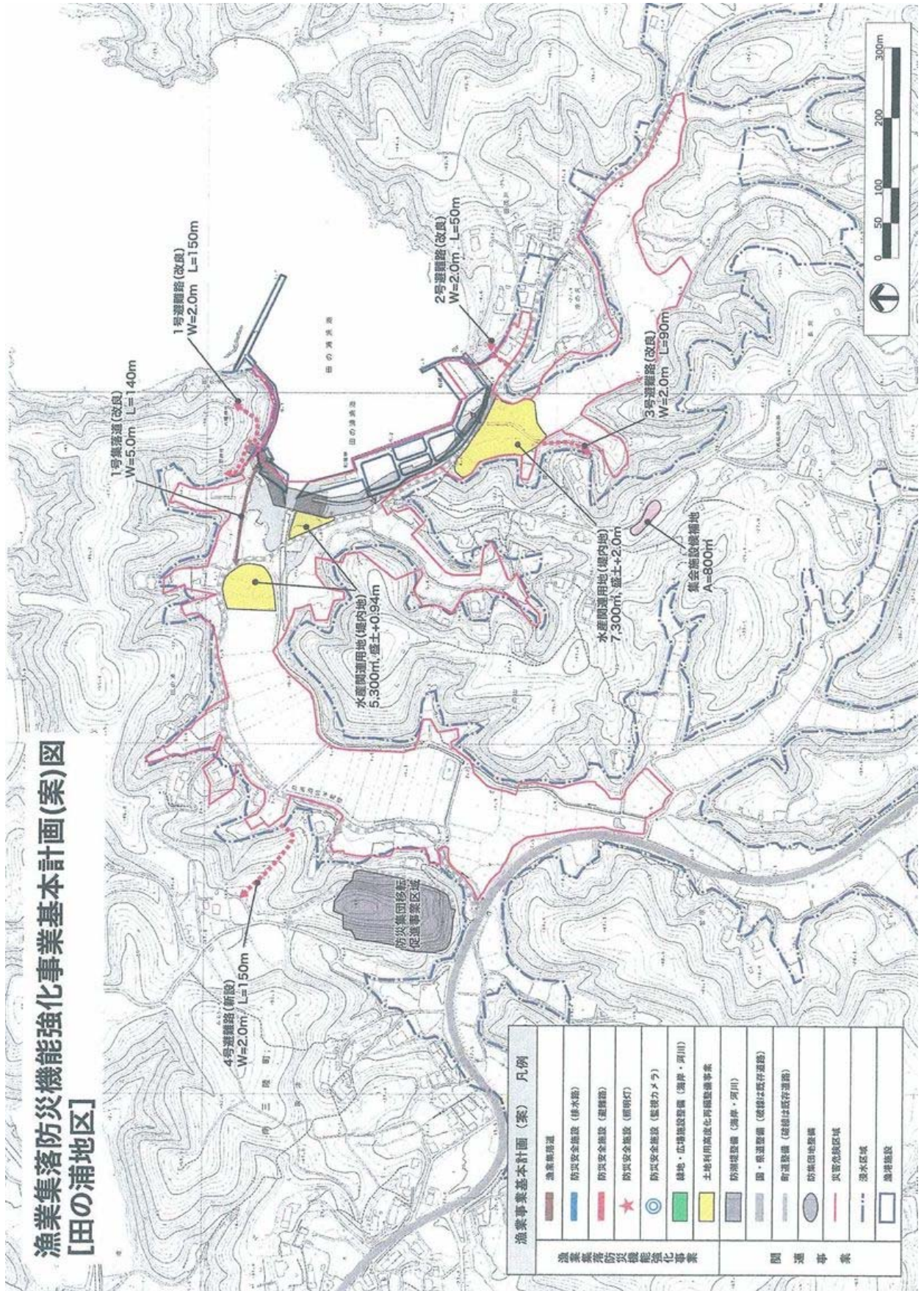
※ 平成26年3月31日 現在

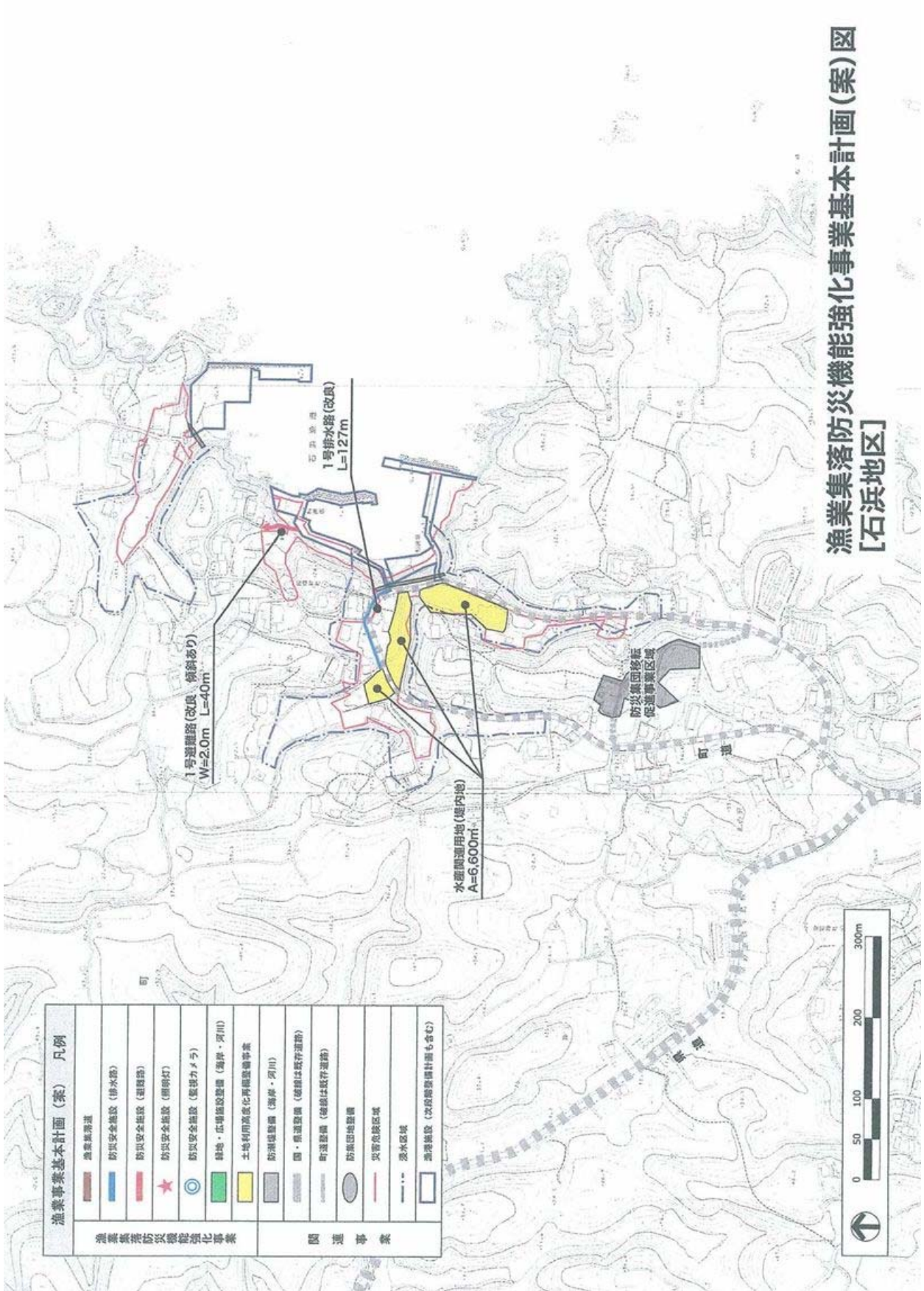
### 3 4 漁業集落防災機能強化事業基本計画（案）図

# 漁業集落防災機能強化事業基本計画(案)図 [港地区]



# 漁業集落防災機能強化事業基本計画(案)図 [田の浦地区]

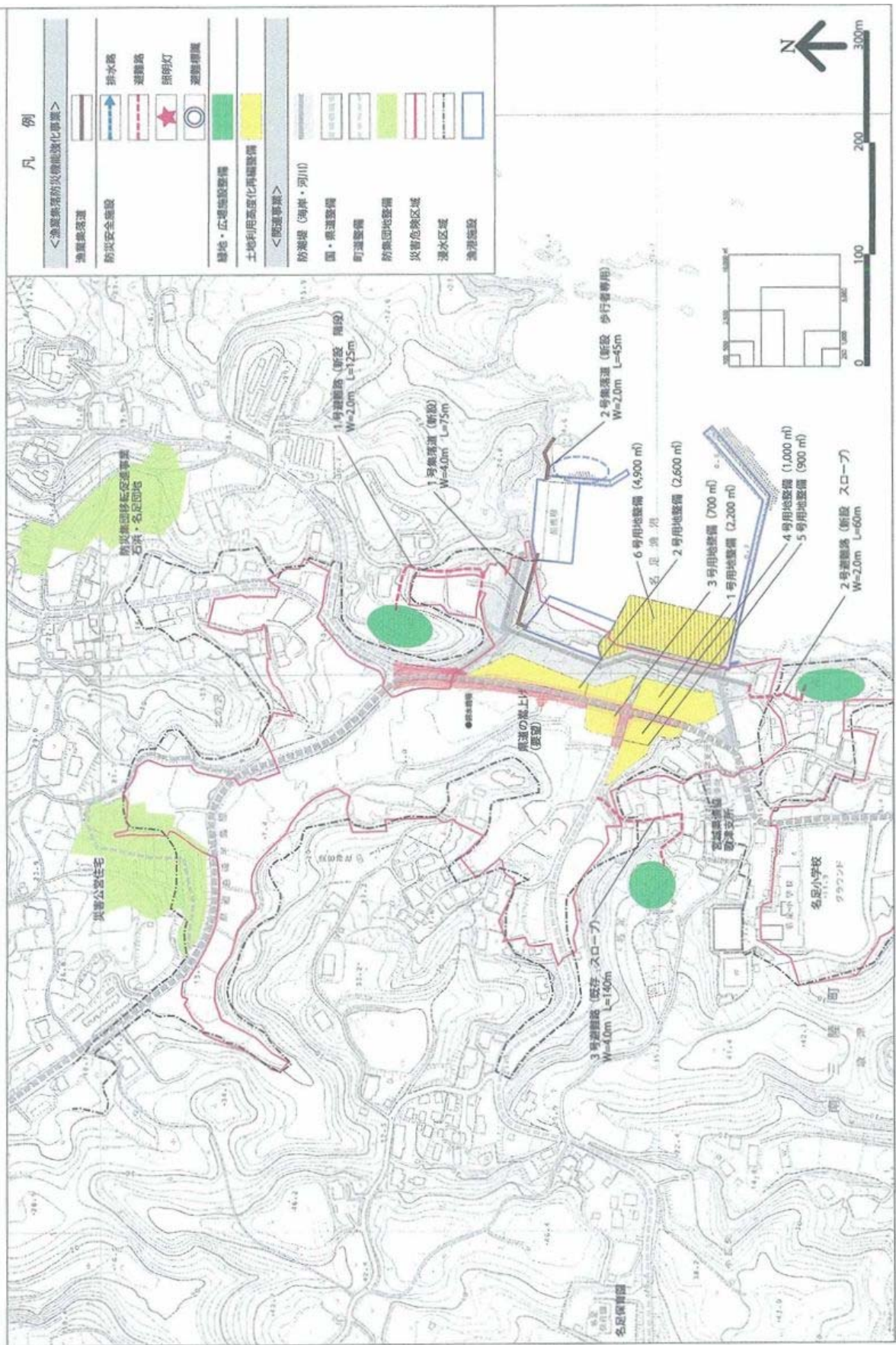


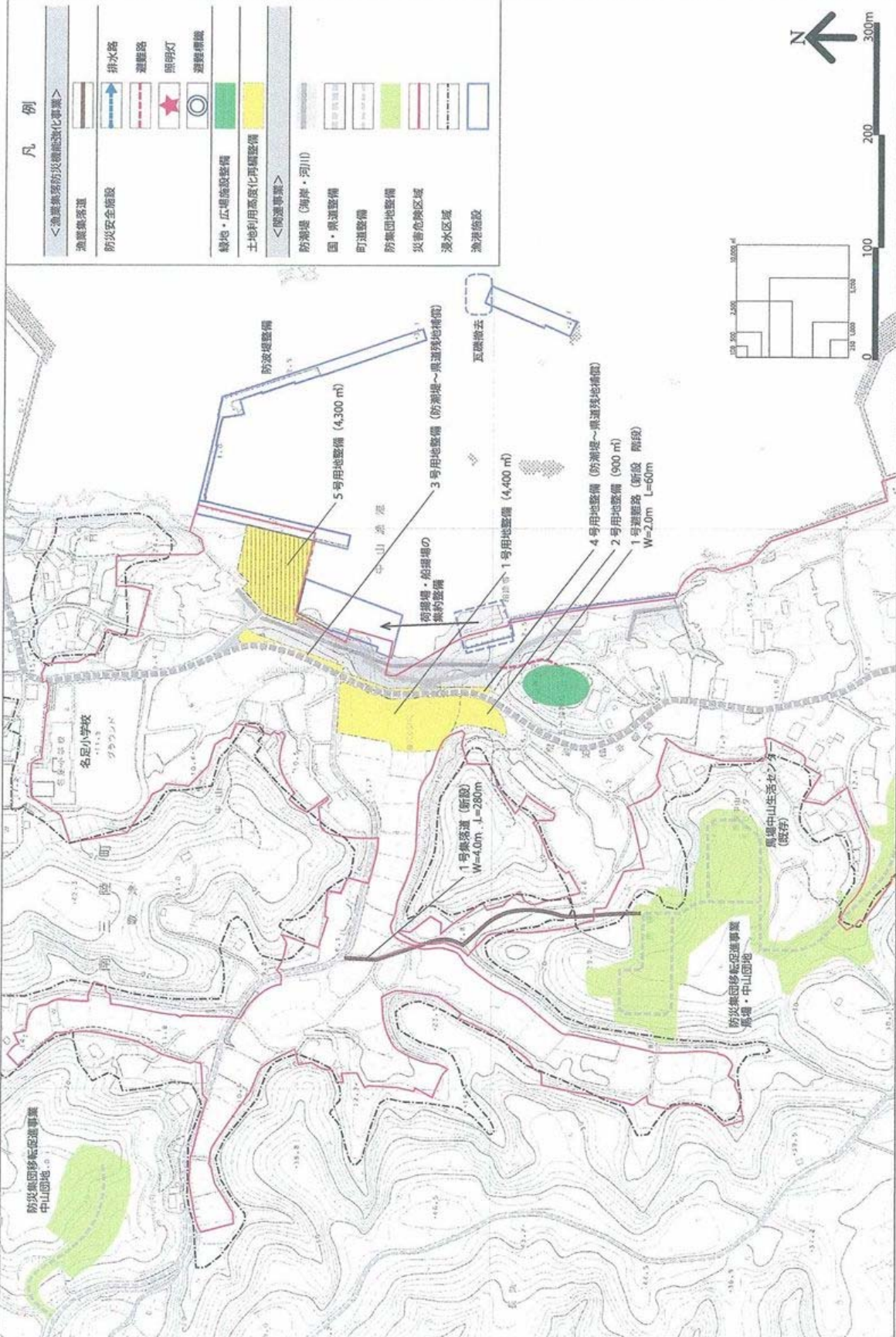


漁業集落防災機能強化事業基本計画(案)図  
[石浜地区]

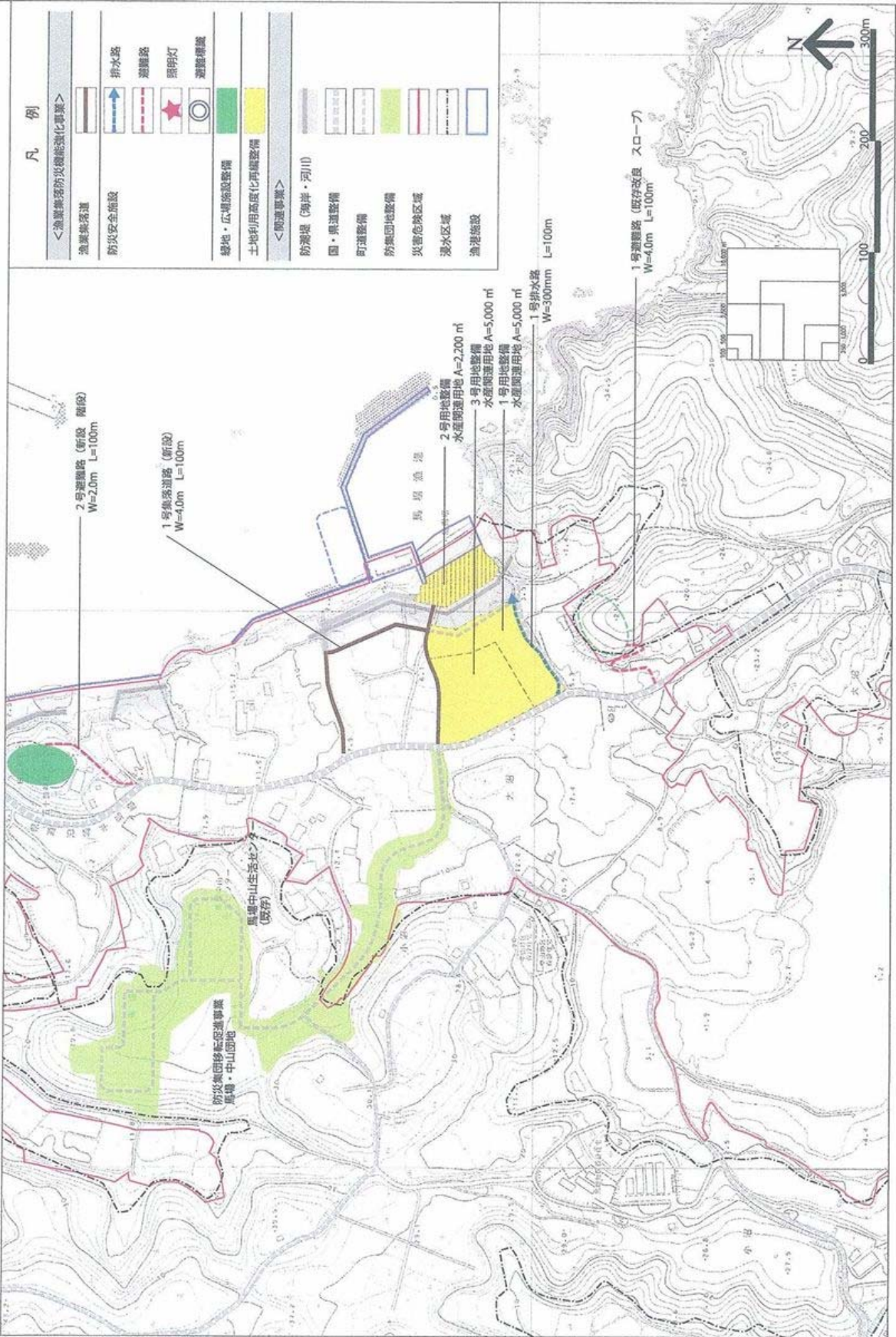
漁業事業基本計画(案) 凡例	
	漁業集落
	防災安全施設(排水路)
	防災安全施設(避難路)
	防災安全施設(照明灯)
	防災安全施設(監視カメラ)
	緑地・広場施設整備(海岸・河川)
	土地利用高度化等調整事業
	防波堤整備(海岸・河川)
	国・県道整備(堤防は既存道路)
	町道整備(堤防は既存道路)
	防集団地整備
	災害危険区域
	浸水区域
	漁港施設(改修除設計画も含む)
漁業集落防災機能強化事業	
関連事業	

南三陸町被災集落等再生基本計画策定業務 漁業集落防災機能強化事業計画（案）：ばなな漁港（名足地区）

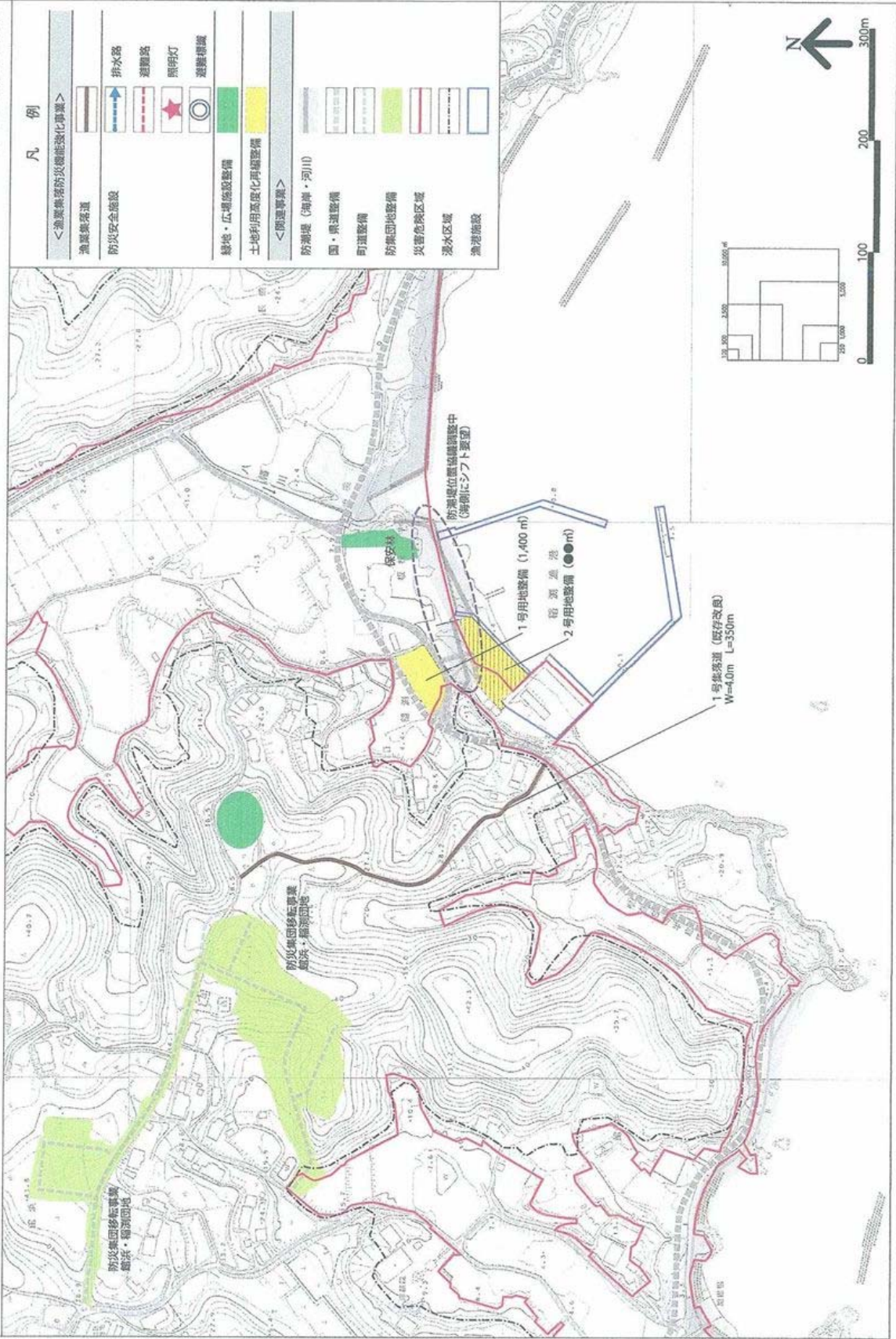








南三陸町被災集落等再生基本計画策定業務 漁業集落防災機能強化事業計画（案）：稲淵漁港（稲淵地区）



南三陸町被災集落等再生基本計画策定業務 漁業集落防災機能強化事業計画 (案) : 館浜漁港 (館浜地区)



- 防犯集団移転準備  
取込・増設回地
- 防犯集団移転準備  
離浜・離浜回地
- 防犯集団移転準備  
離浜・離浜回地
- 2号用地整備 (4,800 m<sup>2</sup>)
- 1号用地整備 (1,500 m<sup>2</sup>)
- 3号用地整備 (1,400 m<sup>2</sup>)
- 園地 (原野広域緑地整備) 整備  
1,000 m<sup>2</sup>
- 1号遊歩路 (新設 階段・スロープ)  
W=4.0m L=100m
- 三陸町 磯坪
- 館浜漁港
- 魚電化石屋示地  
施設整備計画

凡例

<漁業集落防災機能強化事業>

漁業集落道

防犯安全施設

排水路

遊歩路

照明灯

避難標識

緑地・広場施設整備

土地利用高度化再編整備

<関連事業>

防潮堤 (海岸・河川)

国・県道整備

町道整備

防犯団地整備

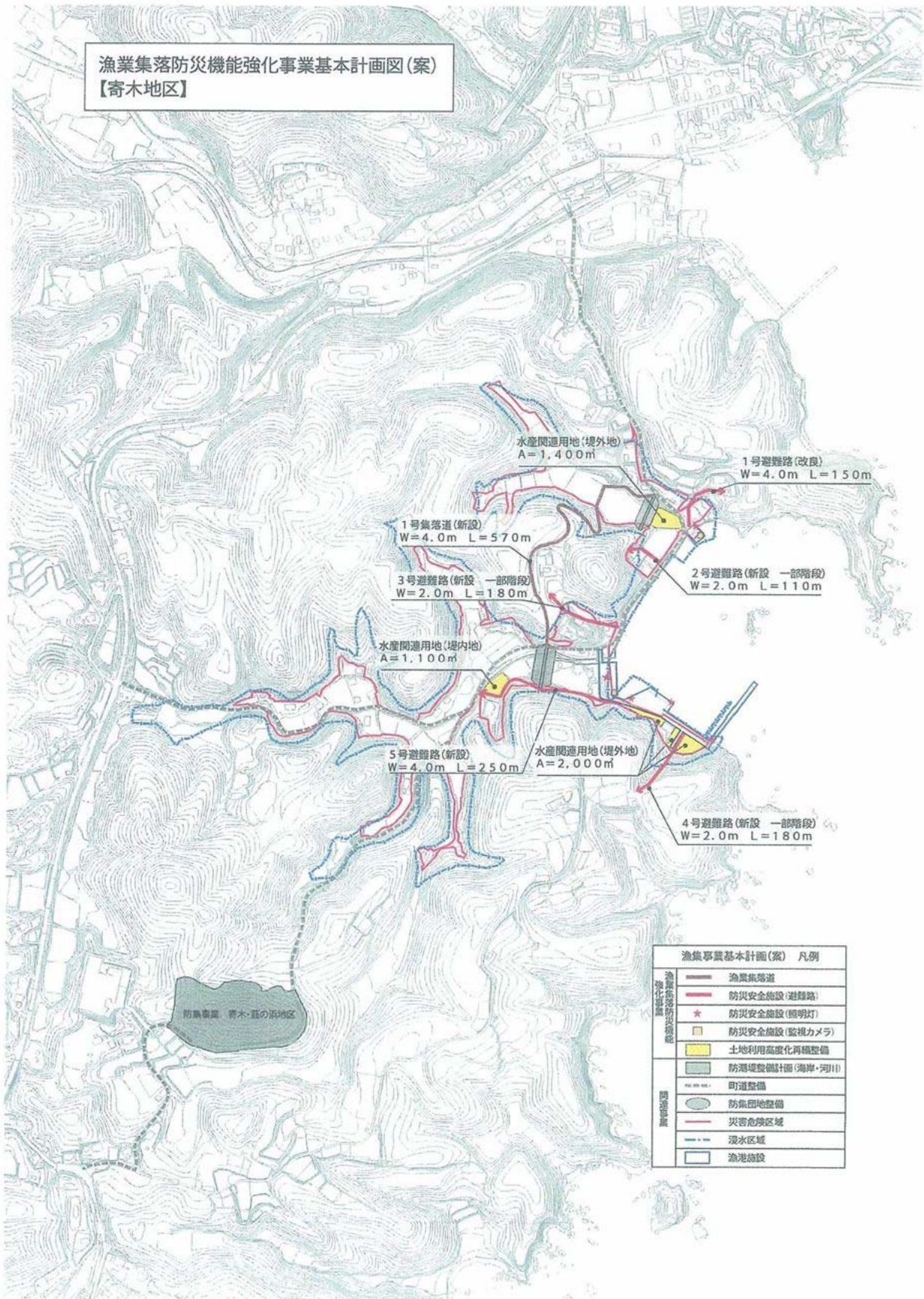
災害危険区域

浸水区域

遊歩施設

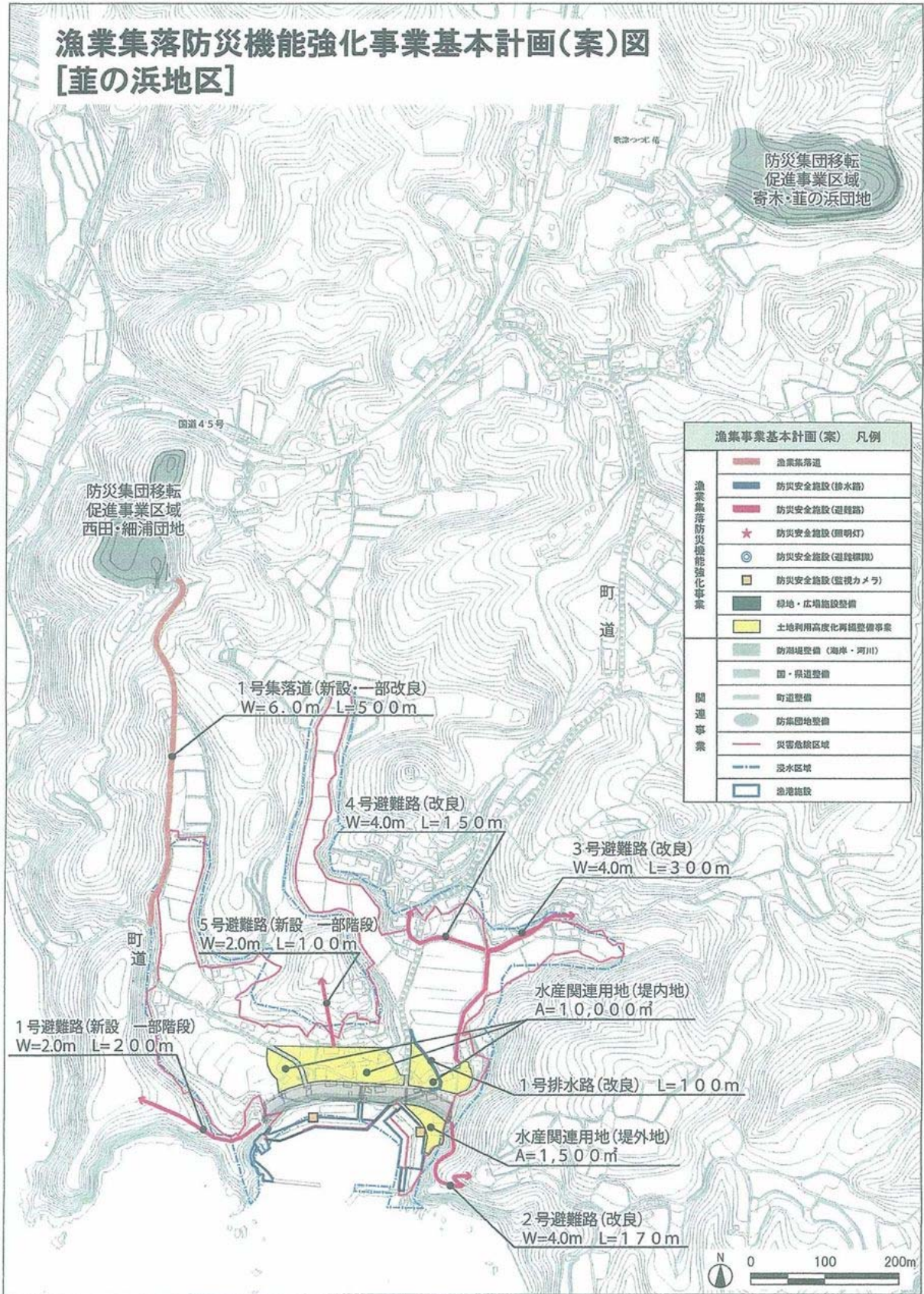


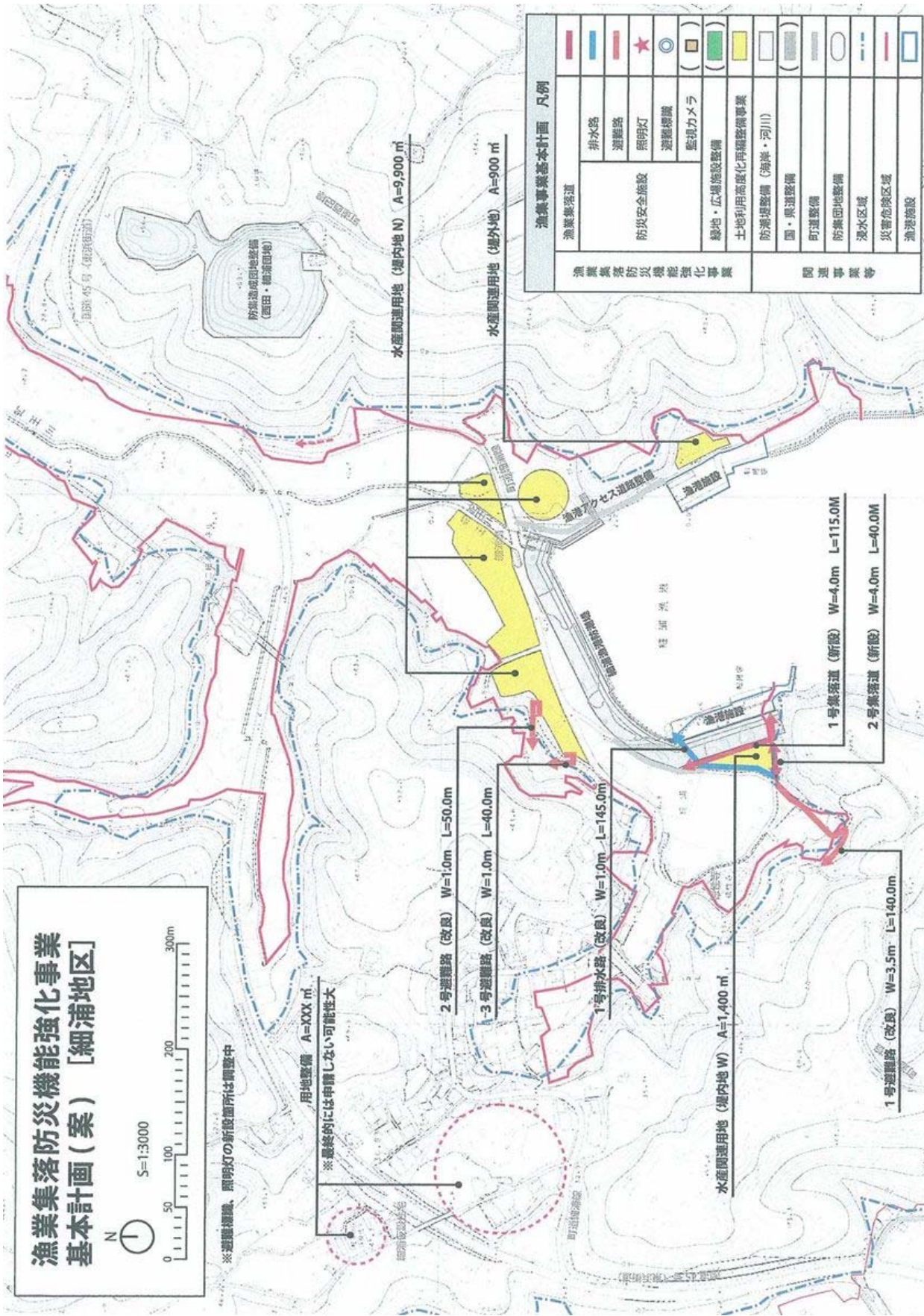
漁業集落防災機能強化事業基本計画図(案)  
【寄木地区】



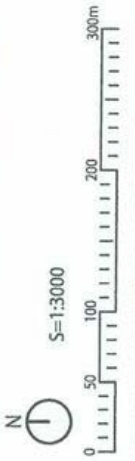
漁集事業基本計画(案) 凡例	
—	漁集集落道
—	防災安全施設(避難路)
★	防災安全施設(照明灯)
■	防災安全施設(監視カメラ)
■	土地利用高度化再編整備
■	防潮堤整備計画(海岸・河川)
—	町道整備
○	防集団地整備
—	災害危険区域
—	浸水区域
□	漁港施設

# 漁業集落防災機能強化事業基本計画(案)図 [葦の浜地区]





**漁業集落防災機能強化事業  
基本計画 (案) [細浦地区]**



※遊覧橋、照明灯の新設箇所は調整中

用地整備 A=XXX m<sup>2</sup>  
※最終的には申請しない可能性大

2号遊歩路 (改良) W=1.0m L=50.0m

3号遊歩路 (改良) W=1.0m L=40.0m

1号排水路 (改良) W=1.0m L=145.0m

水産関連用地 (畑内地) A=1,400 m<sup>2</sup>

1号遊歩路 (改良) W=3.5m L=140.0m

1号集落道 (新設) W=4.0m L=115.0m

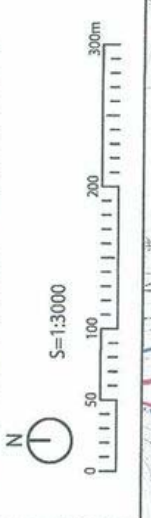
2号集落道 (新設) W=4.0m L=40.0m

水産関連用地 (畑内地) A=9,900 m<sup>2</sup>

水産関連用地 (畑外地) A=900 m<sup>2</sup>

漁業事業基本計画 凡例	
漁業集落	排水路
防災安全施設	遊歩路
緑地・広場施設整備	照明灯
土地利活用高度化再編整備事業	遊覧橋
防湖堤整備 (湖畔・河川)	監視カメラ
団・県道整備	( )
町道整備	( )
防集団地整備	( )
浸水区域	( )
災害危険区域	( )
漁港施設	( )
漁業集落防災機能強化事業	関連事業等

# 漁業集落防災機能強化事業 基本計画 (案) [清水地区]



※照明灯、避難経路の新設箇所は調整中

防集団地整備  
(清水団地)

公共施設用地 A=6,000 m<sup>2</sup>

水産関連用地 (村内) A=7,000 m<sup>2</sup>  
水産関連用地 (村外) A=2,500 m<sup>2</sup>

1号集落道 (移設) W=4.5m L=60.0m

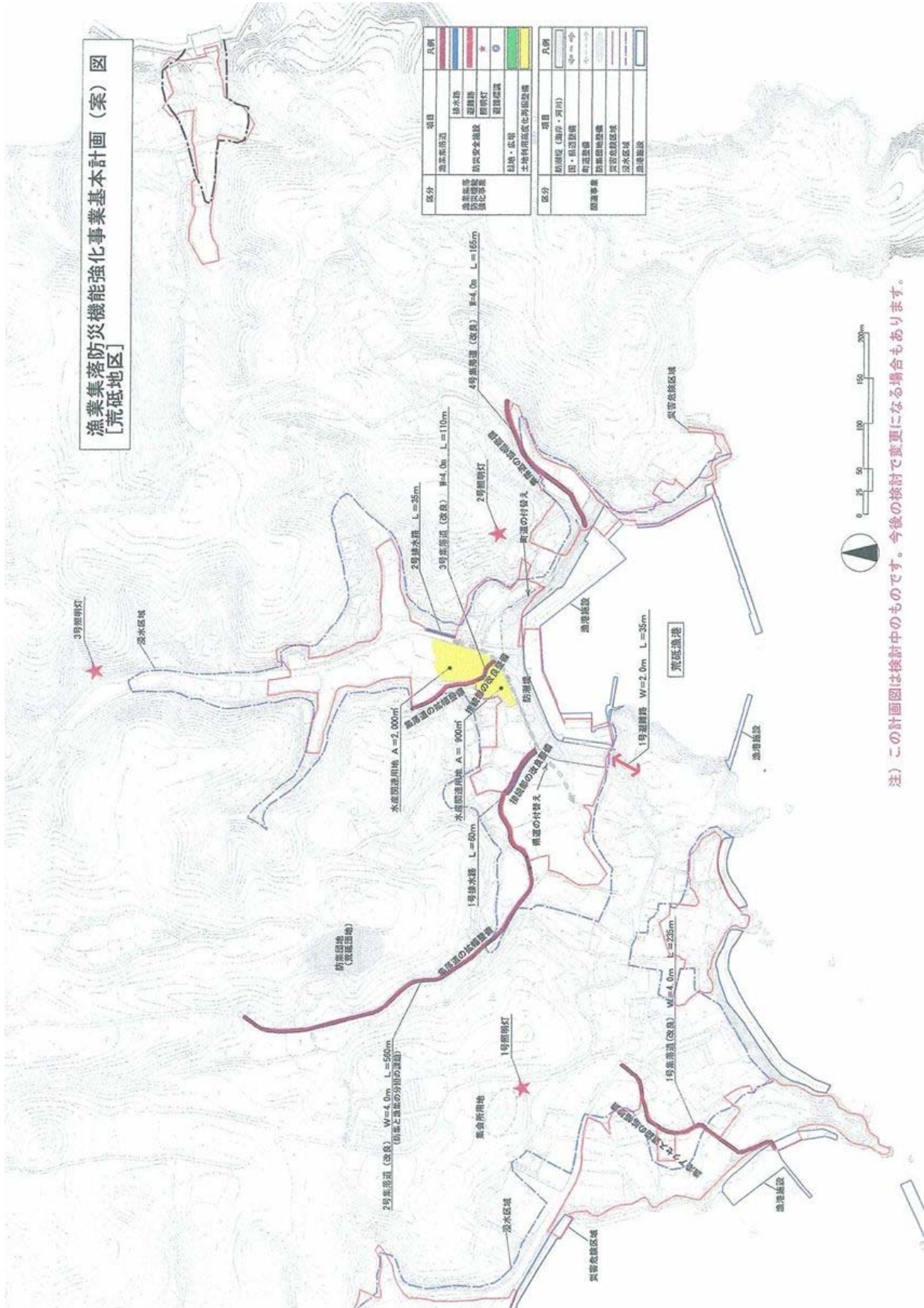
3号避難路 (改修) W=2.0m L=45.0m

1号排水路 (改良) L=145.0m W=2.0m

1号避難路 (新設) W=2.0m L=160.0m  
2号避難路 (新設) W=2.0m L=40.0m

漁業集落防災機能強化事業 基本計画 凡例	
漁業集落	排水路
防災機能強化事業	避難路
防災機能強化事業	防火安全施設
防災機能強化事業	照明灯
防災機能強化事業	避難経路
防災機能強化事業	監視カメラ
防災機能強化事業	緑地・広場施設整備
防災機能強化事業	土地利用高度化再編整備事業
防災機能強化事業	防波堤整備 (海岸・河川)
防災機能強化事業	国・県道整備
防災機能強化事業	町道整備
防災機能強化事業	防集団地整備
防災機能強化事業	浸水区域
防災機能強化事業	災害危険区域
防災機能強化事業	漁港施設
関連事業等	

漁業集落防災機能強化事業基本計画（案）図  
 【荒砥地区】



区分	項目	凡例
道路系	道路	赤線
	排水路	青線
	避難経路	黄線
	防災安全施設	緑線
	強化事業	紫線
その他	堤防・広域	青線
	土地利用状況や河川整備	緑線
区分	防備区 (海岸・河川)	赤線
	区・自治体界	青線
	町界	黄線
	防備団地界	緑線
	災害危険区域	紫線
	浸水区域	水色

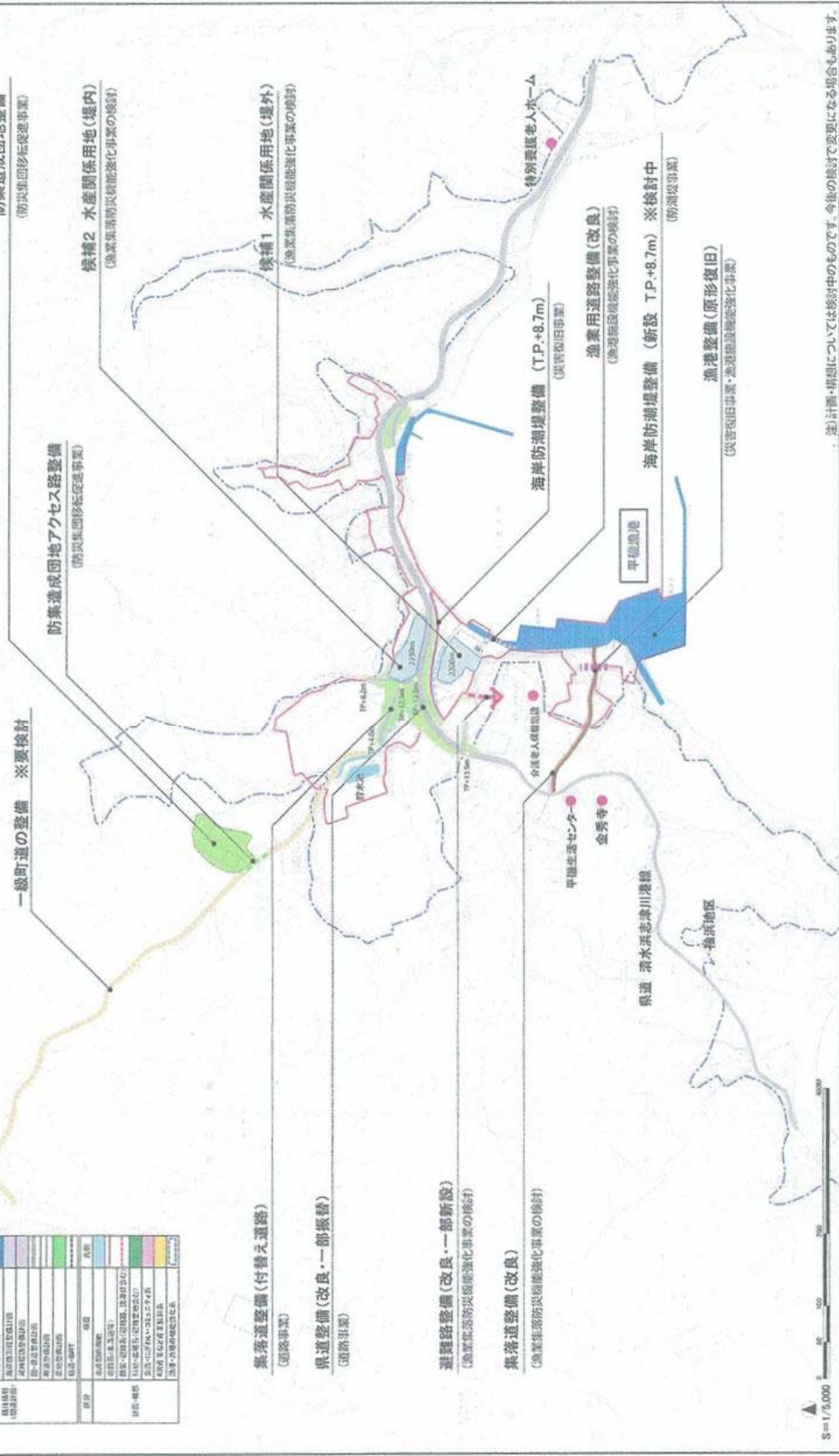


注) この計画図は検討中のものです。今後の検討で変更になる場合もあります。



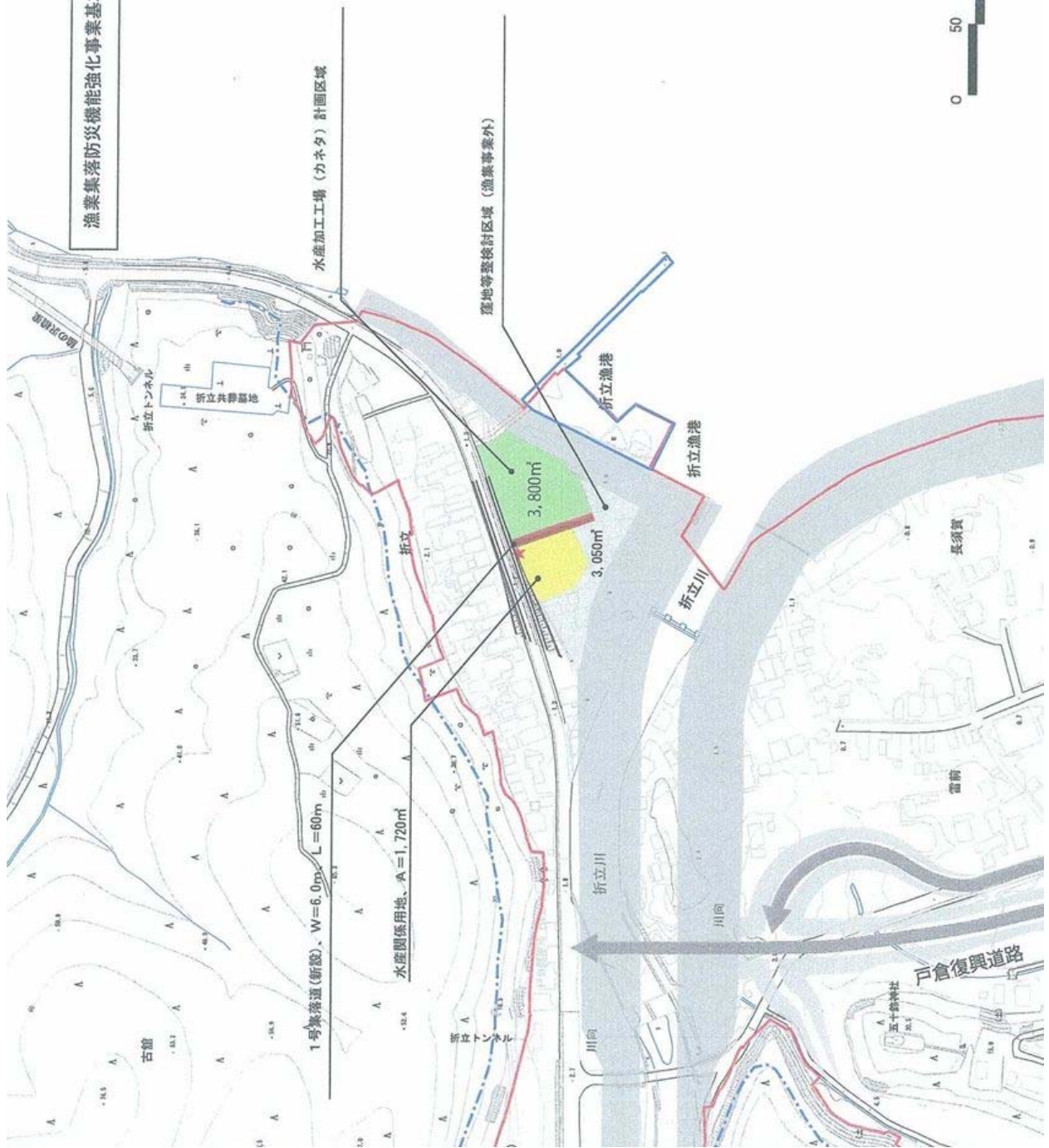
# 平磯地区 マスタープラン(案)

項目	色	説明	備考
国土利用計画	緑	国土利用計画	
環境計画	黄	環境計画	
防災計画	赤	防災計画	
交通計画	青	交通計画	
施設計画	紫	施設計画	
その他	白	その他	



※ 遊覧路・情報については検討中のものです。今後の検討で変更になる場合もあります。

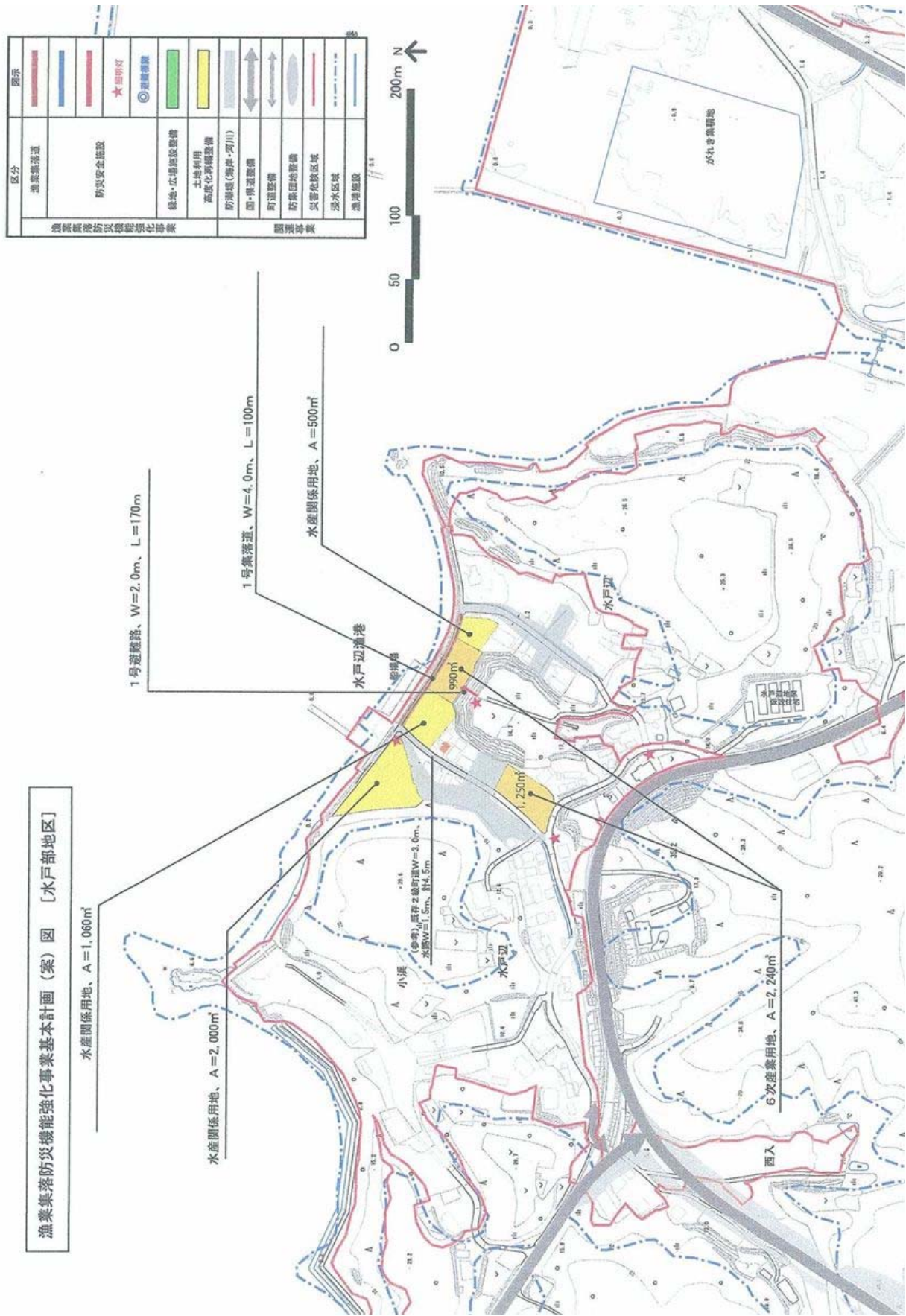
漁業集落防災機能強化事業基本計画（案）図 [折立地区]



区分	図示
漁業集落道	
防災安全施設	
緑地・広場施設整備	
土地利	
高度化河川整備	
防海堤(海岸・河川)	
防風壁	
防風地帯整備	
災害危険区域	
浸水区域	
遊歩施設	



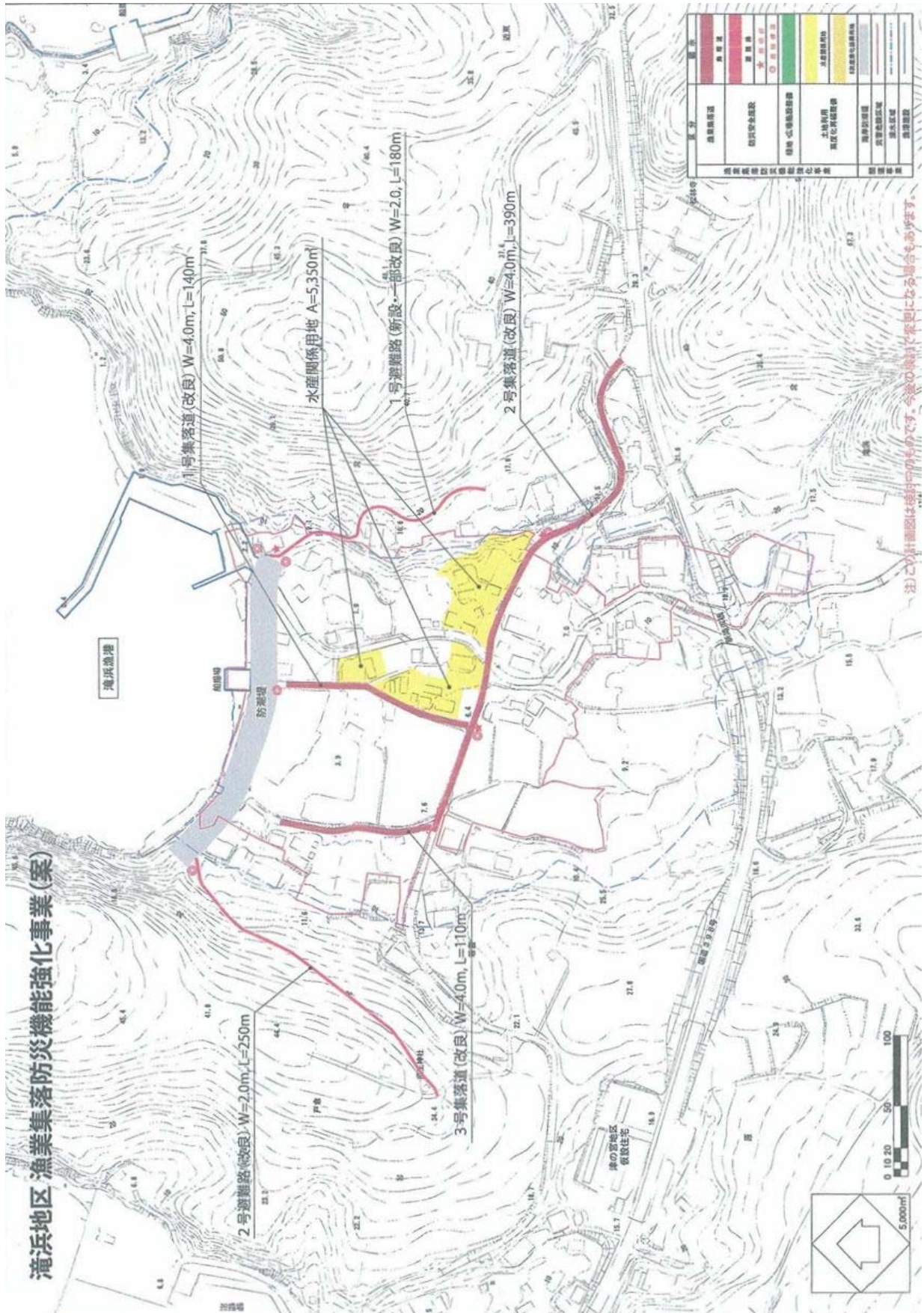
漁業集落防災機能強化事業基本計画(案)図 [水戸地区]



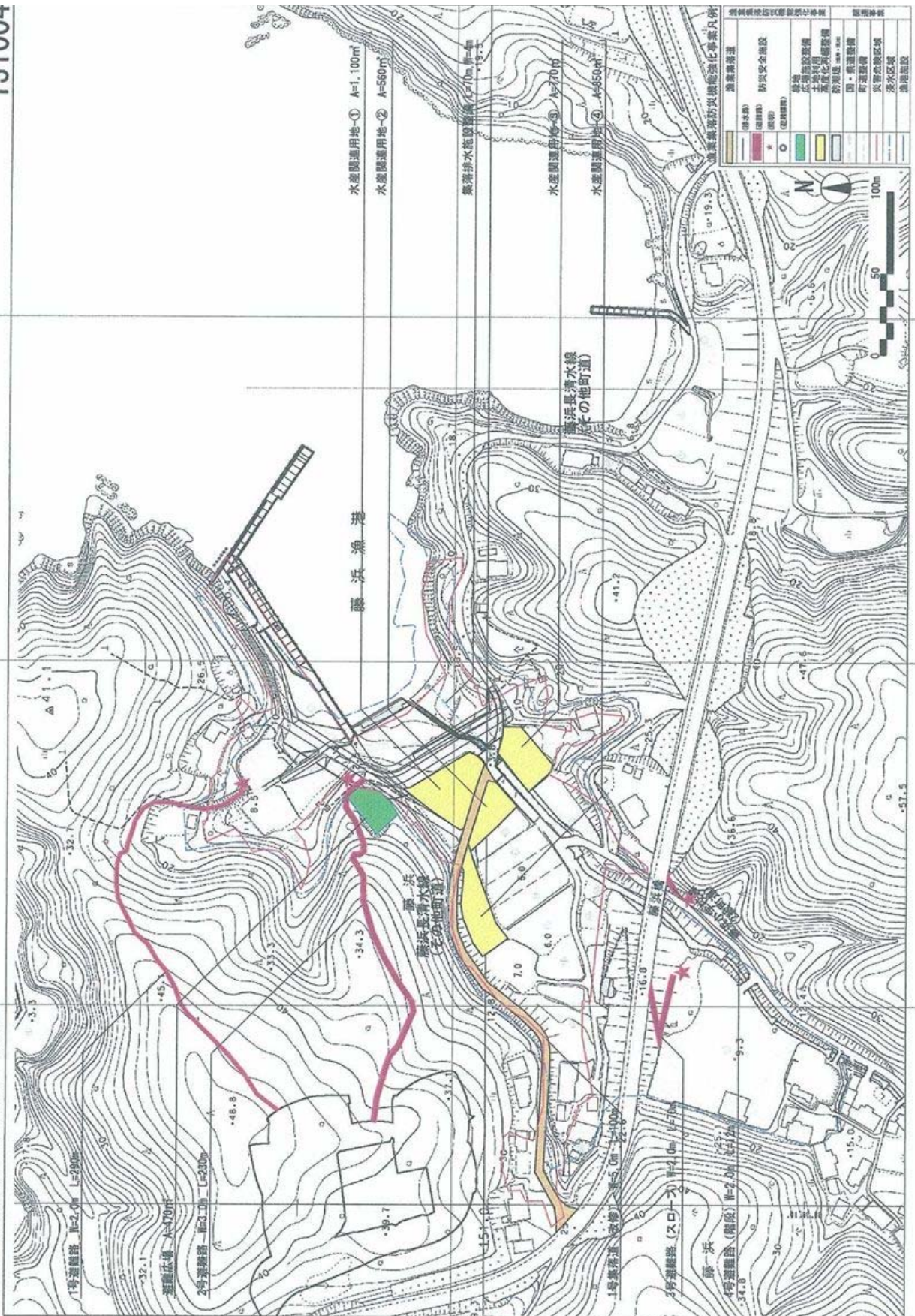
区分	図示
遊艇集落道	—
防災安全施設	—
緑地・広場施設整備	—
土地利用 高度化地域整備	—
防潮堤(海岸・河川)	—
防波堤整備	—
防波堤地整備	—
災害危険区域	—
淡水区域	—
漁港施設	—



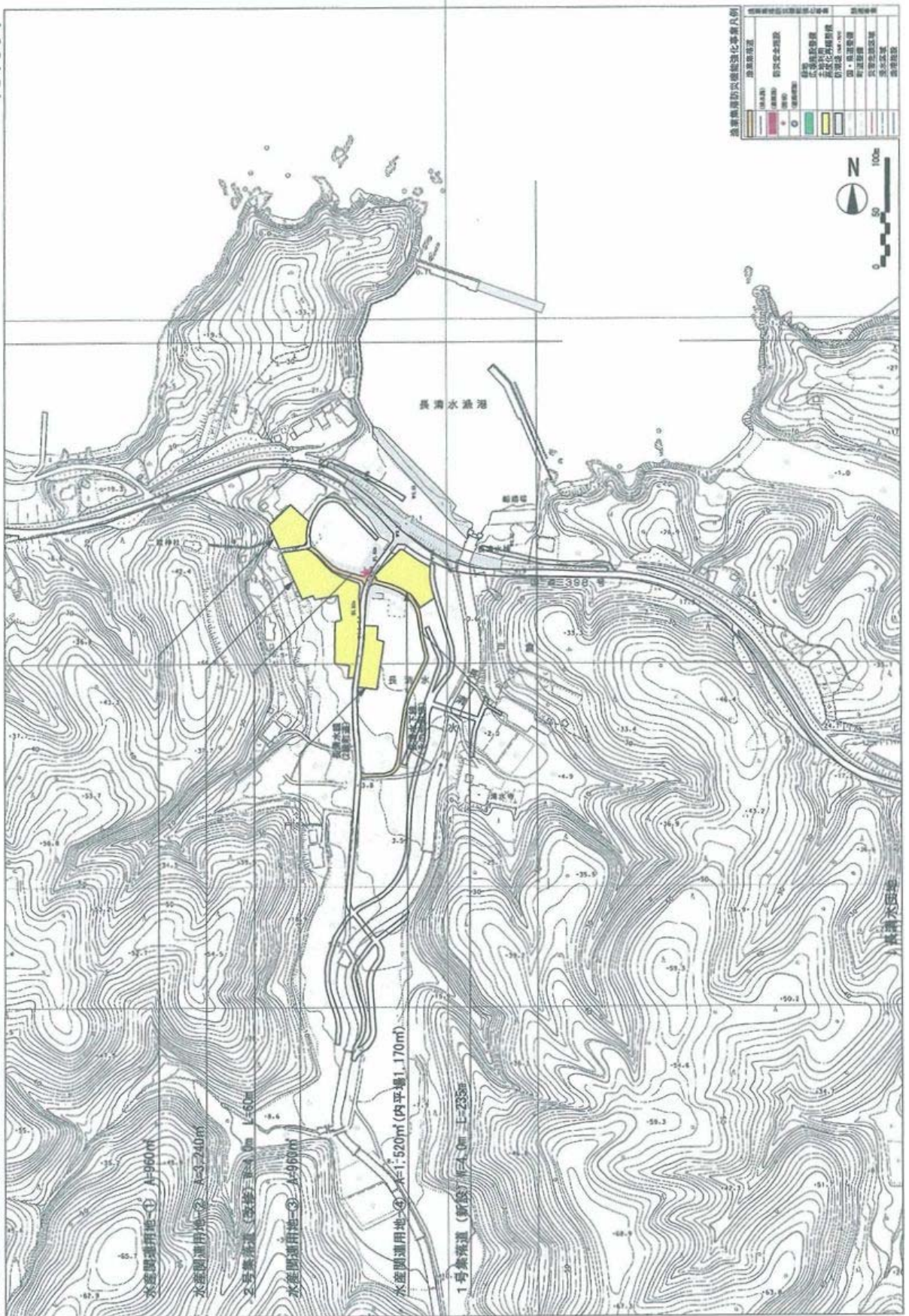
**滝浜地区 漁業集落防災機能強化事業(案)**



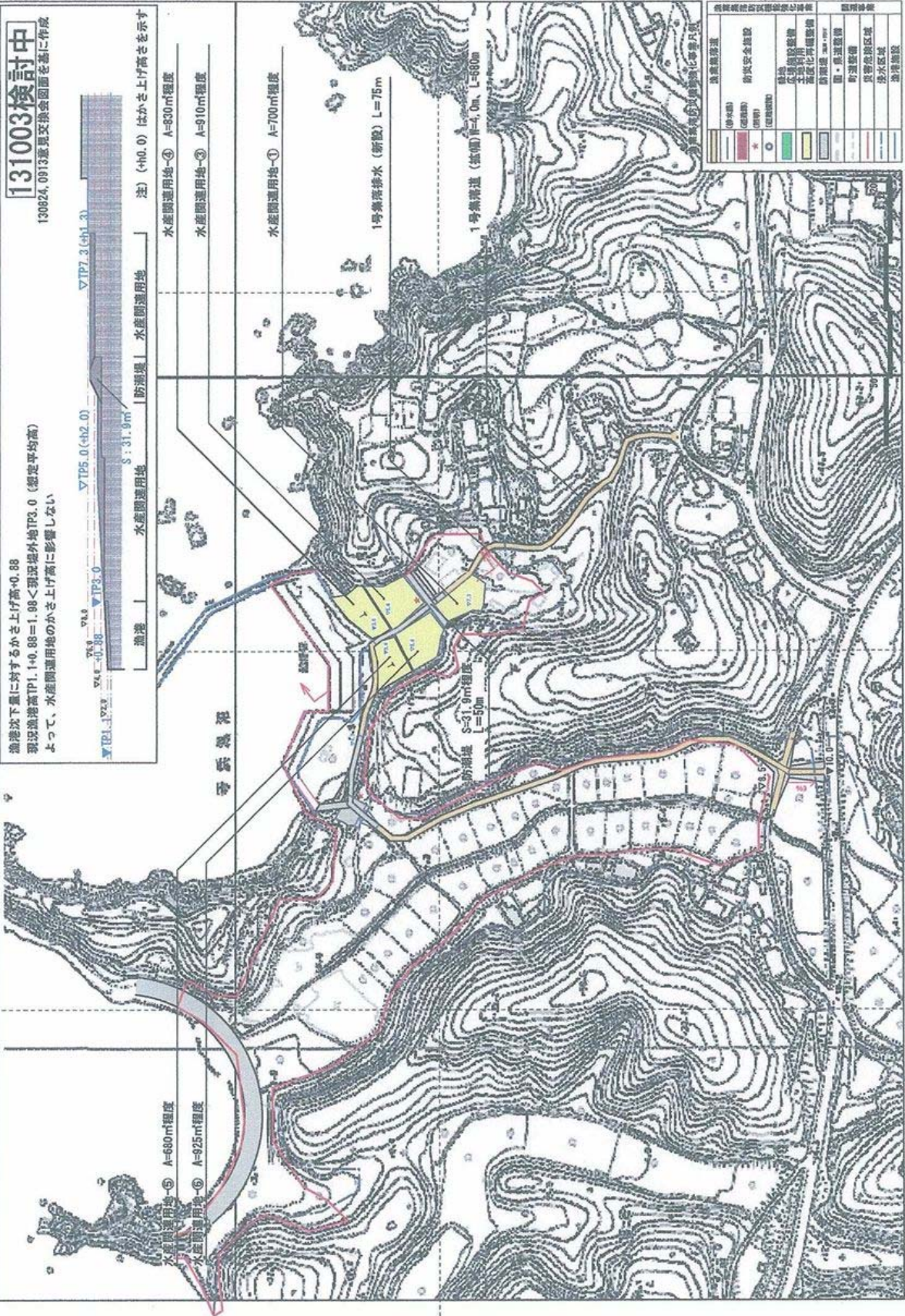
注) この計画図は絶対的精度でなく、今般の検討と策定になる場合もあります。



第三段紅毛港溝防淤疏濬強化專案八期 長潭水滙池 導流計畫圖



南三陸寺浜地区漁業集落防災機能強化事業 検討図



**131003検討中**

130824, 0913意見交換会図面を基に作成

漁港沈下量に対するかさ上げ高+0.88  
 現況漁港高TP1.1+0.88=1.98<現況堤外地TP3.0(想定平均高)  
 よって、水産用遊用地のかさ上げ高に影響しない



注) (+h0.0) はかさ上げ高を示す

水産用遊用地-④ A=930㎡程度

水産用遊用地-③ A=910㎡程度

水産用遊用地-① A=700㎡程度

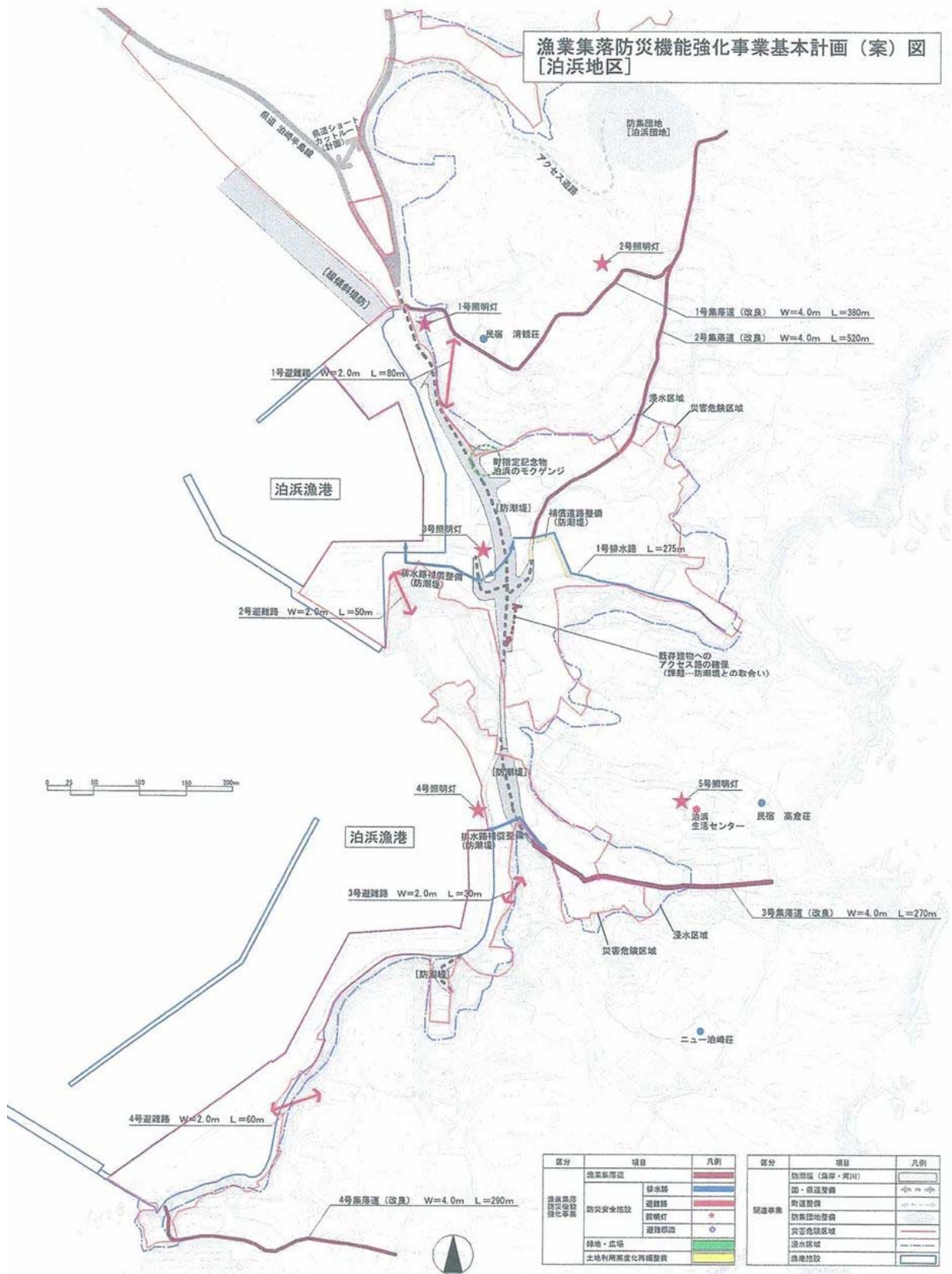
1号集落排水(新設) L=75m

1号集落排水(拡張) N=4.0m, L=980m

西郷町総合防災計画(第1期)実施計画	
※(黄色)	国道新設
○(赤)	防災安全施設
○(青)	堤防
○(緑)	防潮堤
○(紫)	集落排水
○(茶)	高度化促進整備
○(白)	防風林
○(赤)	田・畑整備
○(青)	町道整備
○(黄)	災害危険区域
○(黒)	浸水区域
○(紫)	漁港施設
○(白)	盛況時
○(黒)	盛況時



漁業集落防災機能強化事業基本計画（案）図  
【泊浜地区】



区分	項目	凡例	区分	項目	凡例
漁業集落 防災機能 強化事業	漁業集落道	■	港湾事業	防浪堤 (海岸・河川)	▬
	防災安全施設	■		防・風速変換	▬
	排水路	■		町道整備	▬
	避難路	■		防風田地整備	▬
	避難灯	★		災害危険区域	▬
緑地・広場	■	浸水区域	▬		
土地利用高度化再編整備	■	漁港施設	▬		

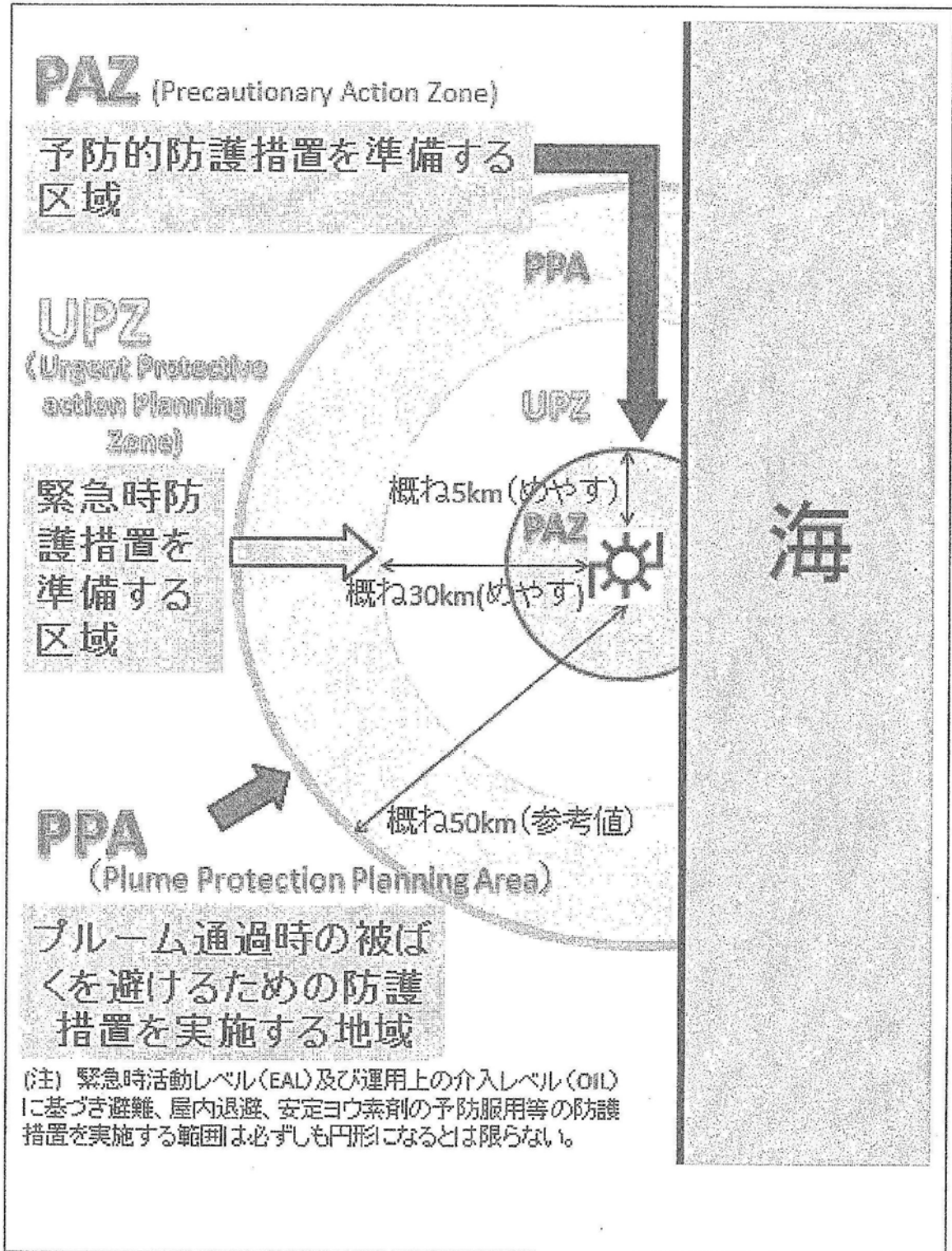
注) この計画図は検討中のものです。今後の検討で変更になる場合もあります。



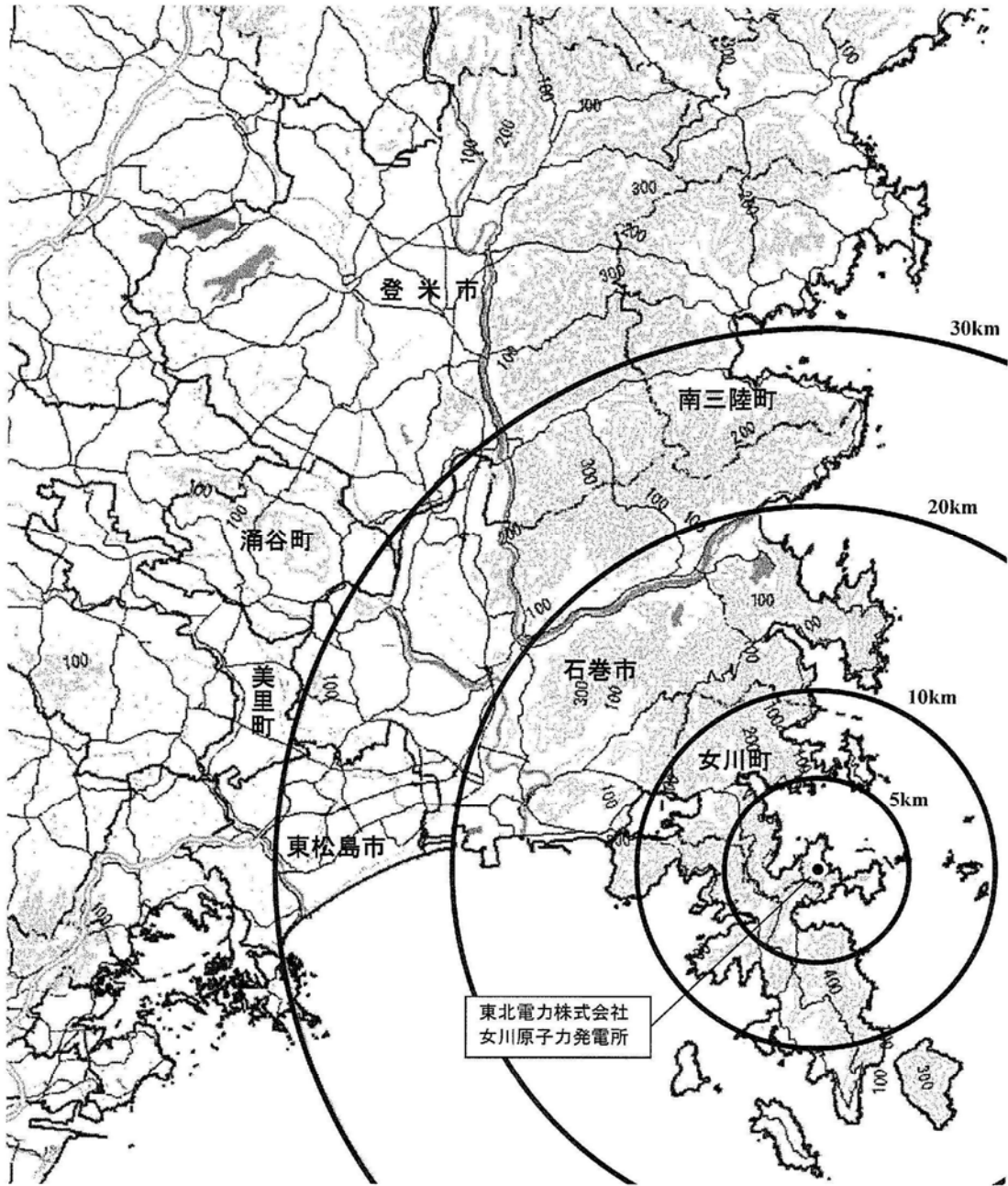




35 防災対策を重点的に実施すべき地域の考え方のイメージ図



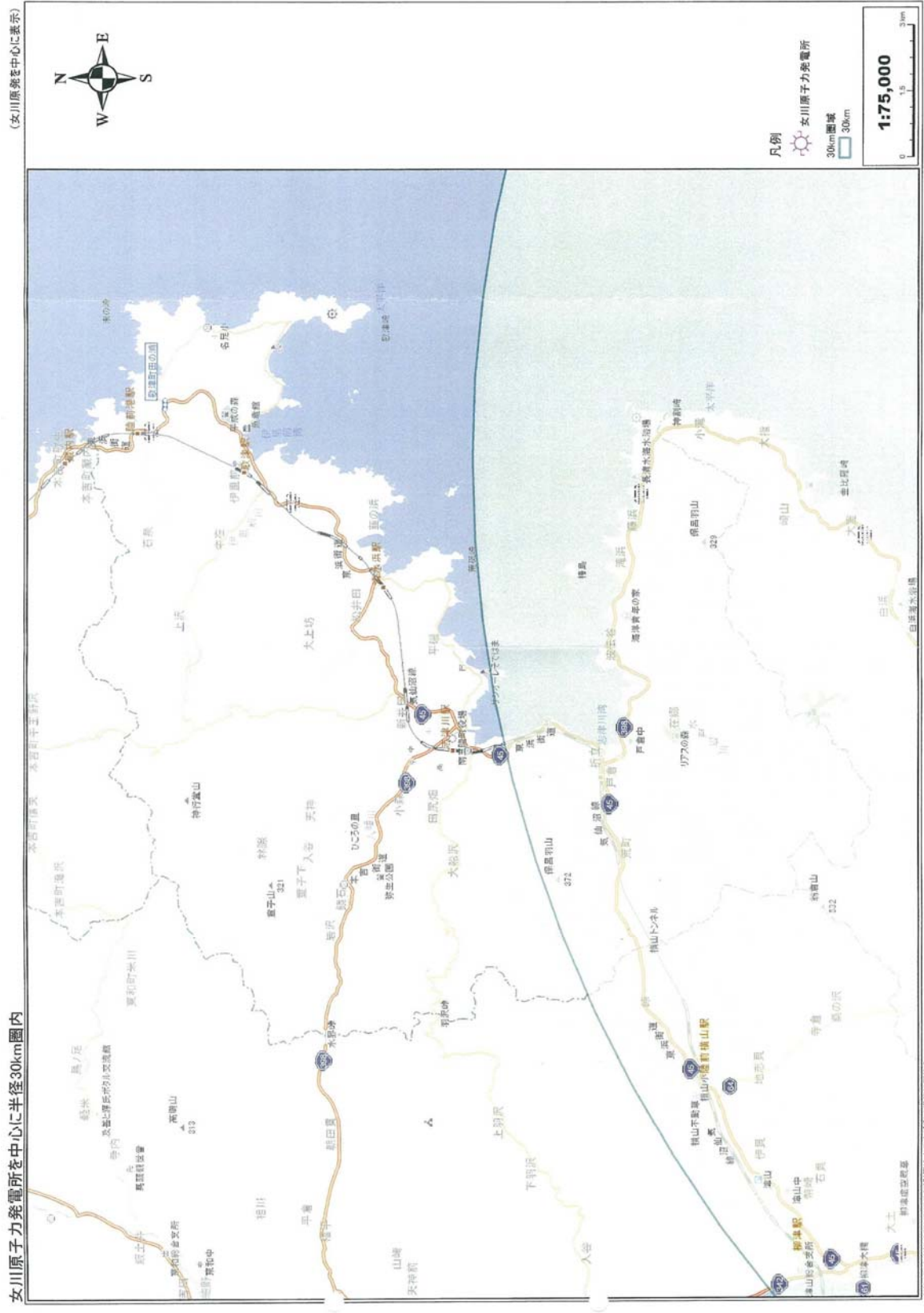
### 3 6 女川原子力発電所周辺地域図



国土地理院提供

※図中には主要道路・河川・湖沼・等高線を記載しており、100等の数字は等高線（m）を表している。

### 3 7 女川原子力発電所から半径30キロメートル圏内図



### 38 南三陸町の区域におけるUPZ圏内人口・世帯数

南三陸町の区域におけるUPZ圏内人口・世帯数（住民基本台帳に基づく数値）

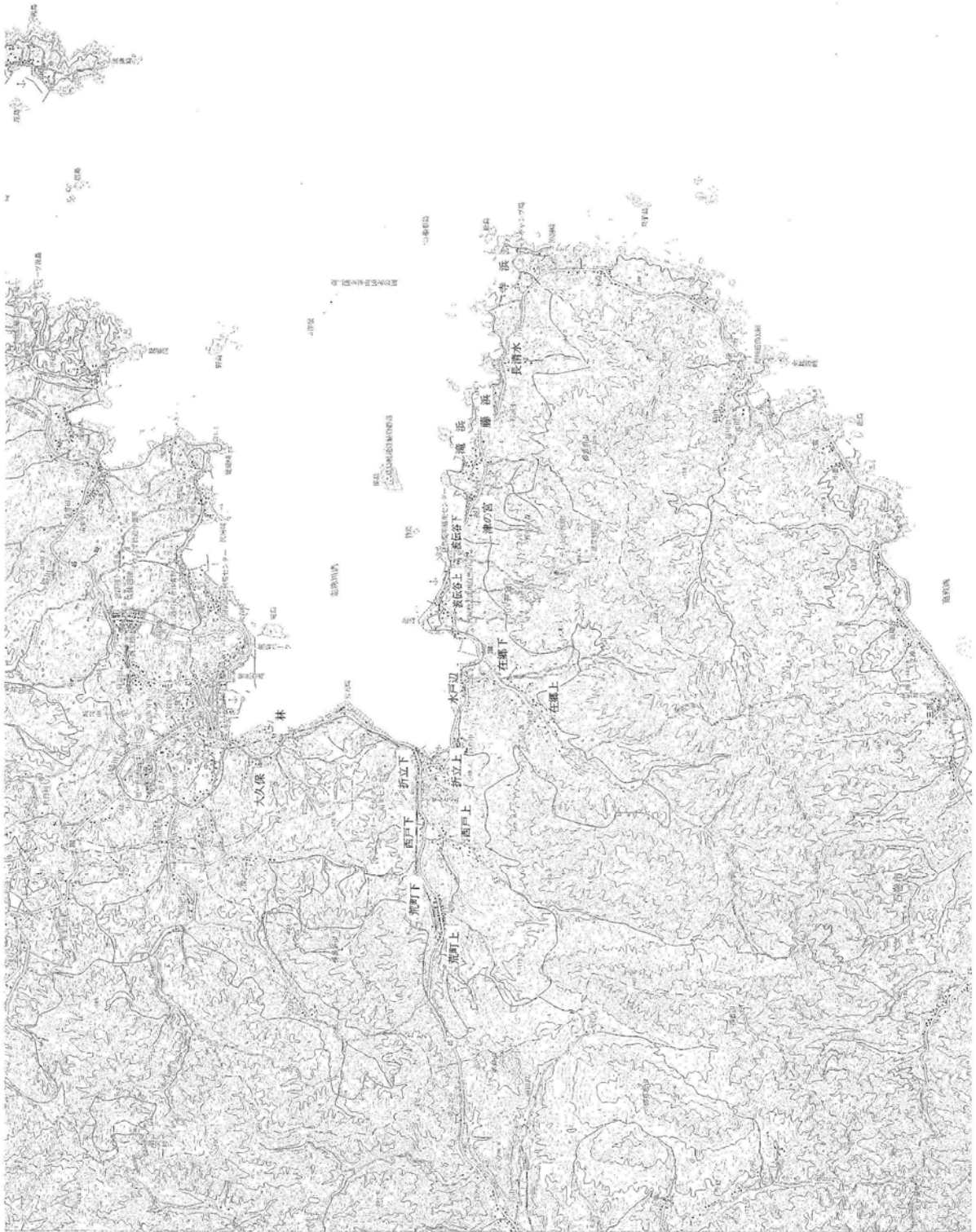
※平成26年2月28日現在

	方位	距離 (km)	行政区	男	女	計	世帯数	0～3歳	4・5歳	6～18歳
戸	北北西	28	荒町上	75	71	146	41	5	1	7
	北北西	28	荒町下	74	82	156	44	2	3	22
	北北西	28	西戸上	39	40	79	29	1	0	2
	北北西	28	西戸下	46	49	95	45	0	1	8
	北	28	折立上	98	101	199	72	2	1	30
	北	28	折立下	37	33	70	27	2	0	3
	北	27	水戸辺	41	59	100	32	1	0	8
	北	27	在郷上	42	40	82	26	1	1	12
	北	27	在郷下	35	36	71	29	1	1	4
	北	27	波伝谷上	63	64	127	38	4	1	12
倉	北	27	波伝谷下	42	51	93	28	3	2	16
	北	27	津の宮	62	60	122	34	3	2	17
	北	27	滝浜	71	66	137	42	1	1	15
	北	27	藤浜	45	47	92	25	4	3	7
	北	27	長清水	65	73	138	36	8	2	13
	北	27	寺浜	64	62	126	24	7	4	13
	北	27	計	1,077	1,124	2,201	713	48	23	231
志津川	北	29	林	108	125	233	93	2	0	27
	北	30	大久保	70	65	135	48	1	0	15
計				1,077	1,124	2,201	713	48	23	231

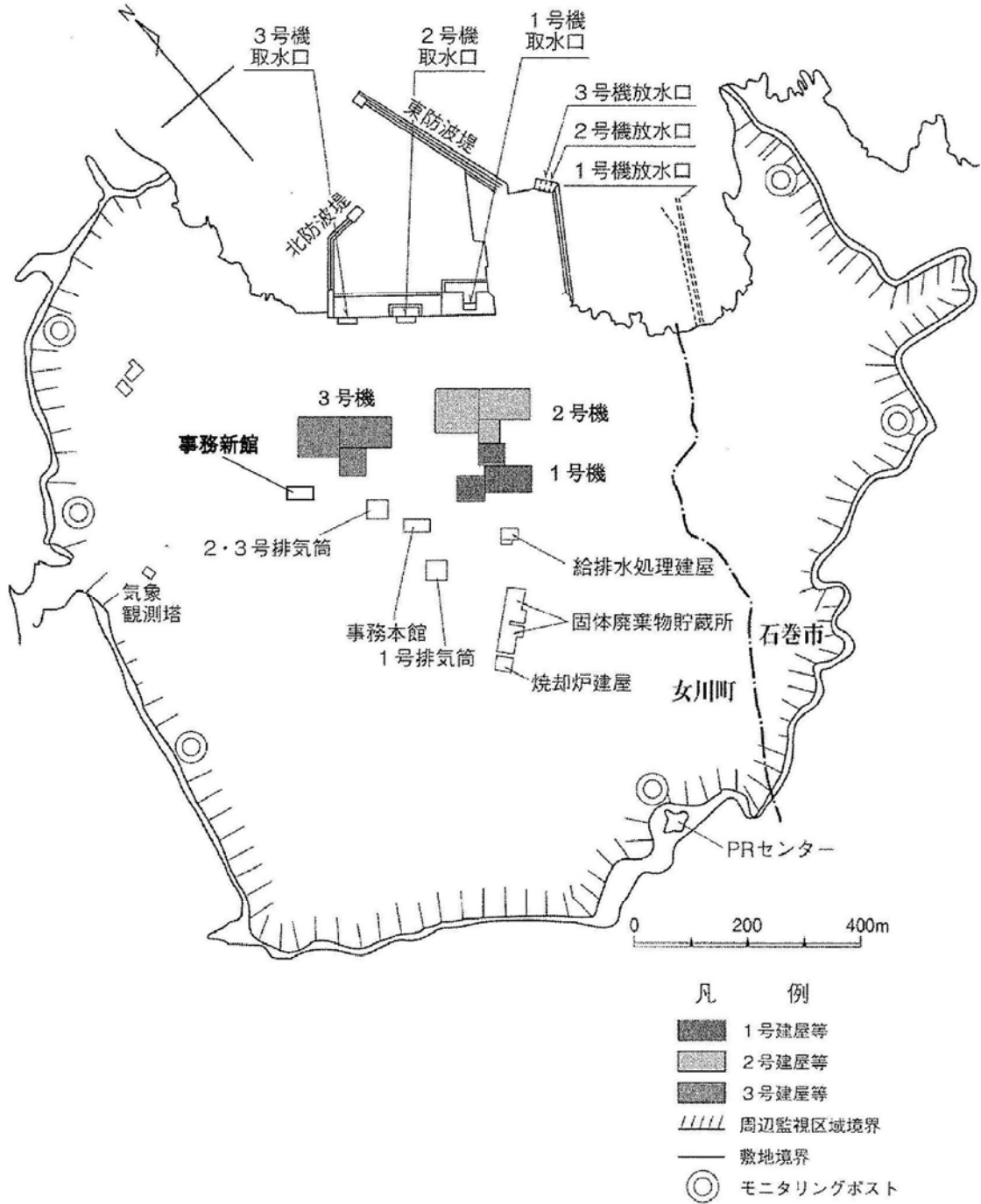
参考			男	女	計	世帯数	UPZ圏内人口 町全体の15.05% UPZ圏内世帯数 町全体の15.04%
	南	三	陸	町	7,163	7,457	



### 39 南三陸町の区域におけるUPZ圏内行政区位置図

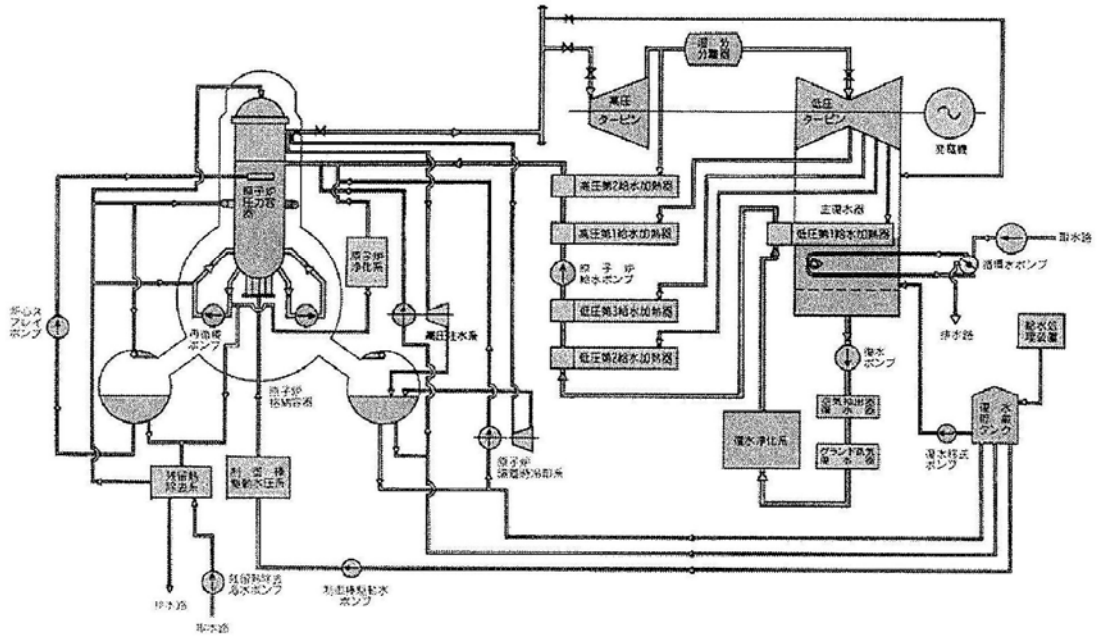


# 40 女川原子力発電所配置図

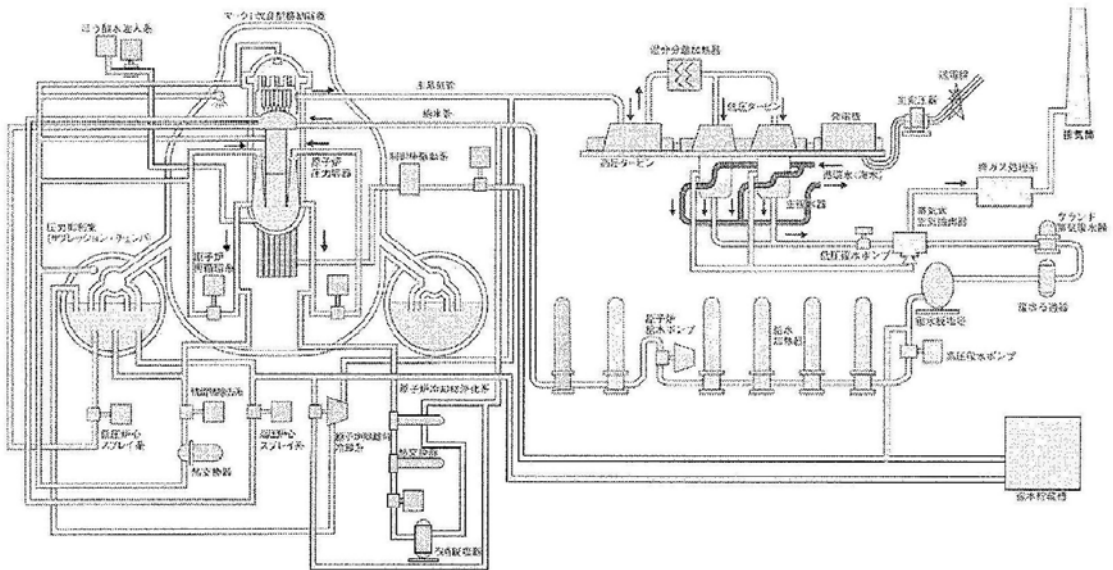


# 4 1 女川原子力発電所プラント系統図

## 1号機

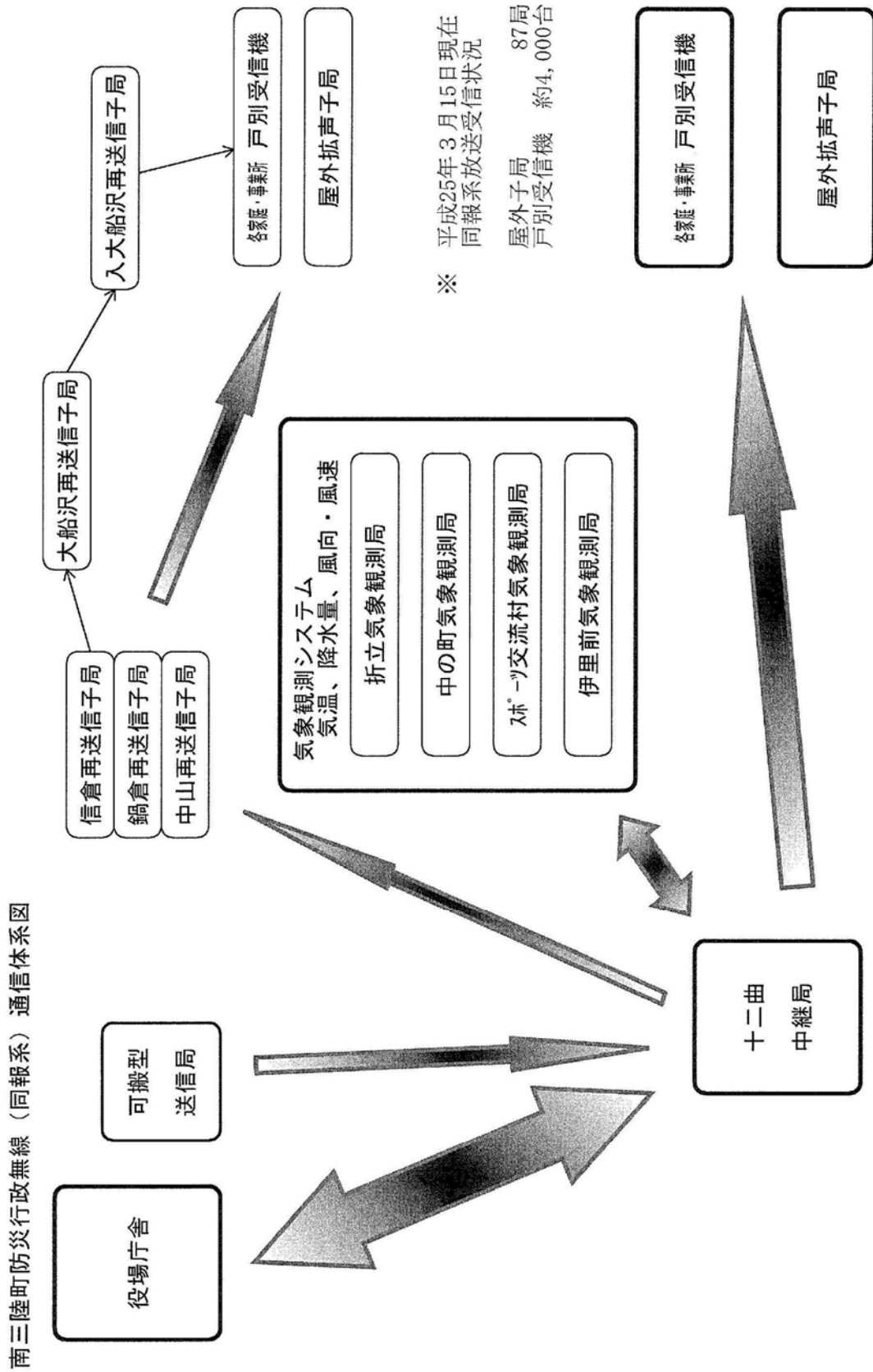


## 2・3号機





4 3 南三陸町防災行政無線（同報系）通信体系図



#### 4 4 南三陸町防災行政無線（移動系）通信体系図

